

また、仮に建物と機能的一体として整備されている場合でも、「公有財産の変動を公有財産台帳に記載する場合には、事由ごとにそれぞれ総額によって計上するもの（同通知1-1(3)-①）」とされ、公有財産についての戸籍簿というべき公有財産台帳には、「個々の公有財産が県の所有に帰してから、それが、県の所有から離れるまでの間における当該公有財産の取得、管理運用、維持保存及び処分経緯の記録を正確に公有財産台帳に明示する必要」があるとされている（同通知1-1(2)）にも関わらず、そのとおりの管理が適正に行われていない。

**No55 【意見事項】農産物の販売管理について（山梨県総合農業技術センター）**

**農産物等の販売について、販売する生産物の受入数量のチェック体制が不十分であり、その受入数量について誤謬または不正が生じる可能性が高い。内部統制上のリスクが存在することから、受け入れについてダブルチェックを行い証跡を残す等、そのリスクを軽減することを要望する。**

**【現状】**

総合農業技術センターでは、試験等で使用した農作物等を職員等へ販売を行っている。ヒアリングによれば農作物等の販売のおおまかな流れは以下のとおりである。

農作物等が生産された場合に圃場担当者は農作物等を受け入れた際に数量を確認し、それを総務課に口頭で報告を行う。総務課では物品調達管理システムへ入力し、生産物報告書を作成するとともに、生産物売却調書を作成し、「生産物売却について」の決裁を受ける。販売については圃場担当が行い、2名以上で売却金額を確認し現金を県として受領する。なお、単価の決定については、令和2年4月16日決裁文書「生産物売却について」によれば日本農業新聞の市況価格を参考に、その価格から試験研究調査後ためおおよそ半分程度の金額としている。

農作物の販売は本所、高冷地野菜・花きセンター、八ヶ岳試験地、岳麓試験地の4ヶ所で行われているが概ね同様の方法で行われていることである。

**【問題点および改善策】**

圃場担当者は自ら生産した農作物等の生産物の数量を圃場の部門で確認し、総務課に口頭のみで報告を行っている。内部統制上の観点からは、同一部門で生産および数量の確認を行っていること、および数量を確認した証跡が存在していないことが問題である。

圃場の部門のみで生産および数量の確認を行うと、相互牽制が働かず不正リスクが増加するとともに、証跡をのこしていないことから責任の所在も不明瞭となるからである。生産物の受け入れの際には生産物について圃場の部門以外での数量確認を行い、また、そのチェックについて証跡を残す等、そのリスクを軽減する体制を構築することを要望する。

**No56 【意見事項】給与計算の検証作業の効率化について（山梨県総合農業技術センター）**

**給与計算の検証作業において、システムからの出力で確認できる帳表について別にExcelで資料を作成し検証を行っているため検証作業の不効率が生じている。効率的・経済性の観点からシステムの運用マニュアル及び帳票類の確認等徹底されることを要望する。**

**【現状】**

人事給与システムの会計年度任用職員用（令和2年度から）管理について、個々の給与の金額等の検証のため、「報酬内訳表」（A表とする）を印刷し、チェックしている。

山梨県総合農業技術センター 報酬内訳表

氏名	職名	給与	手当	控除	支払総額		支払総額		支払総額
					基本	手当	基本	手当	
山梨県総合農業技術センター	職員	100,000	10,000	10,000	100,000	100,000	10,000	110,000	110,000
山梨県総合農業技術センター	職員	100,000	10,000	10,000	100,000	100,000	10,000	110,000	110,000
山梨県総合農業技術センター	職員	100,000	10,000	10,000	100,000	100,000	10,000	110,000	110,000

（出典：報酬内訳表（A表） 総合農業技術センター提出資料）

しかし、当該内訳表には、チェックに必要な報酬月額単価、勤務日数、有給在宅勤務日数、欠勤無休給与時間等が印刷されないため、それらの内容を検証するために上記内訳表とは別に、「会計年度任用職員報酬内訳【計算資料】」（B表とする）を表計算ソフト（Excel）で作成して検証している。

会計年度任用職員報酬内訳(標準額)  
令和4年 3月  
支給日 4月9日

【出典：会計年度認定容職員報酬内訳【計算資料】（B表） 総合農業技術センター提出資料）

A表を作成するためのデータソースを検証するのではなく、同様のデータソースを用いて新たにB表を作成し、A表及びB表の同一性を検証することで、A表の適正性を検証している。

【問題点および改善点】

給与計算の検証作業について、同一資料を二重に作成していることで作成時間および検証時間の浪費となることが問題である。

上記のデータソースは、人事給与システムから「個人別賃金台帳」及び「会計年度任用職員休暇残労情報」の帳票を印刷することで、A表を作成するためのデータソースを検証することができることから、「会計年度任用職員報酬内訳【計算資料】」の作成を省略することで事務作業の効率化をはかることが可能となる。

今回の事象は、新たに会計年度任用職員に適用するための人事給与システムの改定に伴うことを発端としていることから、同様のケースが他部署管轄でも考えられる。システムの運用マニュアル及び帳票類の確認等徹底されることを要望する。

3.3.4. 専門学校山梨県立農業大学校

【概要】

- (1) 設立 昭和45年4月
- (2) 所在地 北杜市長坂町長坂上条 3251
- (3) 教育理念 「生産から流通・販売までアグリビジネスの実際を学ぶ」
- (4) 教育目標 「高品質化・販路開拓による儲かる農業の展開」と「活力に満ちあふれた農山村の創造」を実現できる実践力と経営感覚を備えた農業経営者の養成を主眼に、これからの山梨県農業・農村を支える人材の育成を図ること

(5) 設置学科等

・養成科：果樹学科、園芸学科  
農業経営を担う生産のプロフェッショナルを育成。現場で通用する農業生産の基礎技術と専門知識を実践学習により習得

・専攻科：落葉果樹学科

果樹経営のスペシャリストを育成。落葉果樹の高度な栽培技術と専門知識を実践学習により習得。また、生産から流通・販売を一体的にとらえたビジネスプランの作成も行う。

・就業・就農研修（職業訓練農業科）

離転職者等の新規就職希望者を対象に、現場で活用できる農業生産の基礎技術の習得を第一とし、ほ場実習と農家派遣実習を中心とした実践学習により専門知識と技術を習得

(6) 生徒数又は受講者数

・専門課程

(令和2年10月現在)

科	学科	1学年	2学年	総数
養成科	果樹学科	19人	13人	32人
	園芸学科	12人	15人	27人
専攻科	落葉果樹学科	3人	3人	6人

・研修

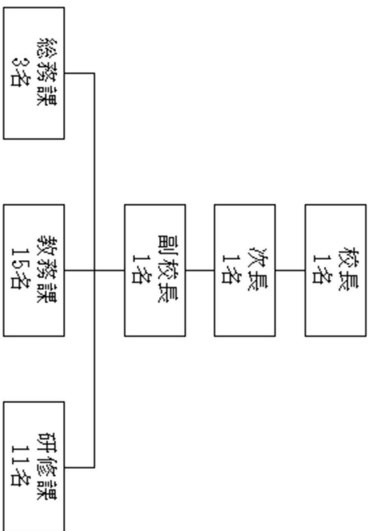
(令和2年10月現在)

研修名	受講者数	期間
就業研修	50人	R2.5～R3.2 (予定)
就業準備研修	80人	R2.6～R2.12 (予定)
農業体験研修	16人	R2.8～R2.12 (予定)
農業機械研修	ホー研修等	R2.8～R3.3 (予定)

(出典：農業大学校提供資料より監査人作成)

【組織】

(令和3年4月1日現在)



※総務課長は、次長が兼務

総務課：	予算に関すること 大学の庶務及び会計に関すること等
教務課：	学生の募集及び入学に関すること 教育計画の作成及び実施に関すること 学生の生活及び進路指導に関すること等
研修課：	研修計画の作成及び実施に関すること 農業機械研修に関すること 職業訓練に関すること

【実施した監査手続】

- ・関係者への質問の実施
  - ・関連する資料の入手・閲覧
  - ・現物の実査及び管理状況の確認
- 【指摘事項又は意見事項】

No57 【意見事項】 生産物の販売委託先への納品書控えの連番管理について（専門学校山梨県立農業大学校）

生産物の販売委託先への納品書控えについて、保管のための穴あけ位置が連番の付されている箇所と被っており連番が確認できない。穴あけ位置をずらすとともに連番管理の徹底を行うよう要望する。

【現状】

当校は、長坂駅前の直売所にて、大学校敷地内の農場にて生産された農産物の委託販売を行っており、定期的に当該直売所に生産物の納品を行い、当該納品に当たって「生産物出荷/返品票」（以下、「納品伝票」という）を使用することで納品管理を行っている。販売収入金については、月末締めで委託先が支払精算書を作成し、販売代金から一定料率の委託手数料が控除された残額が振込入金される。

当該「納品伝票」は、3枚複写式となっており、納品担当者が農産物納品時に作成し、販売委託先に交付するとともに、担当部署及び総務課が各々保管することとなっている。納品担当者は納品伝票に基づき、エクセルにて管理表（納品日、品目、数量を記録）を作成し、総務課に提出している。総務課担当者は、当該管理表と委託先から交付された支払精算書の突合を実施し、精算書の妥当性の検証を行っている。

【問題点及び改善案】

納品伝票の保管状況及び委託先からの支払精算書の検証のフローを確認したところ、以下の点について問題点が見受けられた。

納品伝票には連番が付されているが、連番管理の徹底が不十分である。

総務課が管理保管している納品伝票を閲覧すると、連番が付されている箇所に穴があけられており、番号を読み取ることができなかった。納品伝票の連番は、納品された生産物が網羅的に集計されている証拠として支払精算書と突合することができただけでなく、販売収入金について振込でなく個別に現金で収受された場合にも、不正を防止する牽制機能を有する。

そのため、エクセルの管理表と支払精算書の確認の際に、納品伝票の連番チェックの徹底を行うとともに、事後検証のために連番が適切に把握できるような保管方法を実施すべきである。仮に、伝票の番号が飛んでいる場合は、書き損じ等が想定されるため、納品担当者に確認を実施することになる。不正防止の観点からも当該運用が望ましい。

また、伝票の取扱い及び検証の方法について、手順の流れを定めたルールが明文化されていない。このため、担当者によっては、処理方法がまちまちになってしまう。上記取り扱

い方法を明確にするために、取扱規程等の明文化されたルールを策定し、その運用の徹底を図ることを要望する。

**№58 【指摘事項】 大学校直売所での生産物販売管理について（専門学校山梨県立農業大学校）**

大学校直売所での生産物販売に当たって、レジジャーナルの保管ルールを整備し、ジャーナルの保管管理を徹底されたい。

**【現状】**

当校は、授業の一環で販売実務体験のため、大学校内の直売所にてレジを使用した農産物の直売を行っている（令和2年度の年間の収入金額 1,342,650 円）。

担当職員は、販売日ごとにレジより出力されたジャーナルに基づき、エクセルの販売実績表（品目、数量、単価、金額）を作成し、総務課に提出する。総務課は、当該販売実績表と現金残高を確認し収入事務を行っている。

**【問題点及び改善案】**

監査人が往査日直近の直売所販売について資料を入手・閲覧し、販売額の検証を行ったところ、レジジャーナルの販売金額とエクセルの販売実績表、収入調定同いの記載額についてはいずれも一致しており、問題点は発見されなかった。

しかし、それ以前の販売に係る資料を確認したところ、レジジャーナルは保管されておらず、廃棄しているとのことであった（後日保管していることが判明）。

レジジャーナルの保管ルールがないことが問題である。総務課においてレジジャーナルと販売実績表の突合を徹底するとともに、そのレジジャーナルを含めた書類の保管を行うことで、第三者による事後検証を可能にするのみでなく、牽制機能から不正防止にも資するものと考えられる。また、当該保管ルールを規程等により明文化するよう改善されたい。

**№59 【意見事項】 毒劇物の受払簿について（専門学校山梨県立農業大学校）**

毒劇物の受払簿について、定期的に現物確認を行い受払簿の残高確認を行うこと。また、農業について受払簿がないため、受払簿の整備及び残高確認実施の徹底をされたい。

**【現状】**

大学校では薬品庫において、学科授業等にて使用する薬品類を保管している。危険物や毒物、劇物については、毒劇法により管理簿（受払簿）の整備が求められており、大学校は手書きの「毒物・劇物使用簿」を整備しており、使用の都度記載を求めている。監査人が使用簿を閲覧したところ、使用の都度において、薬品名及び使用量が適時適切に記載されているものと判断できるが、定期的に残高検証（現物確認）を実施している証拠が見られなかった。

また、農場の農業保管庫においては、管理簿の備付けがなく、整備・運用されていないとのことであった。

**【問題点及び改善案】**

毒劇物を取り扱う場合、毒劇法により、盗難・紛失防止のための保管・管理方法の徹底を求められており、毒物・劇物専用の堅固な設備に保管することや保管庫への施錠などとともに、「管理簿」を作成し、定期的に在庫量を確認することが必要となっている。

薬品庫への往査を実施した結果、保管庫の施錠状況や鍵の保管状況等について特に問題ないものと判断される。しかし、使用簿（管理簿）においては、購入時及び使用時において適時に受払欄への記入がなされている一方で、定期的な残数の現物確認がなされておらず、当該手順を定めたルールの文書化を検討するよう要望する。

また、農業保管庫においても、使用簿（管理簿）を整備し、購入時や使用時に適時に受払記録を行うこととともに、定期的に残数チェックを徹底する必要があると判断する。

**№60 【意見事項】 備品の現物チェックの形骸化について（専門学校山梨県立農業大学校）**

備品の現物確認に当たって、備品シールの添付を徹底されたい。また、担当部署の現物確認の際には、例えばローテーションで総務課員が立会いを行うなど、適切な備品管理が担保される体制づくりを検討されるよう要望する。

【現状及び問題点】

山梨県財務規則第151条関連運用通知（出納局管理課より通知）に基づき、年に一度備品の現品確認を実施する必要があり、当該通知において備品シールの貼付について再度確認を行う旨の記載がある。

しかし、備品をサンプルで現物確認を実施したところ、備品シールが貼付されていないものがあった。

【改善策】

再度備品へのシール添付が徹底されていることを確認し、年度に1回ある備品の現物管理の際には、担当部署の備品確認の場に総務課員が立ち会うなど、備品管理が適切になされるような方策を検討すべきである。ここで、総務課員の立会いをすべての現物確認の際に要請するのは現実的に難しいと考えられるため、例えば立会対象を年度ごとにローテーションにするなど、実務的な点も考慮して判断すべきものと思料する。

3.3.5.山梨県果樹試験場

【概要】

山梨県果樹試験場は、新品種育成や新技術開発など果樹生産や経営の安定化に向けた研究開発や技術移転を行い、効果的・効率的な試験研究を推進するとともに、生産現場への新品種・新技術の普及を行う機関である。研究課題や研究成果は山梨県のホームページに掲載されており、多岐にわたる研究課題と研究成果が発表されている。

研究課題 <https://www.pref.yamanashi.jp/kajushiken/17260951963.html>

研究成果 <https://www.pref.yamanashi.jp/kajushiken/kenkyuhoukokukenkjyuhoukoku.html>

その中から直近の研究課題の概要を記載すると次の通りである。

- ・生食用ブドウ新品種の育成
- ・種なしで食べやすく大粒かつ着色良好な赤色系及び黒色系品種を開発する。
- ・醸造用ブドウ新品種の育成、品種・系統の選抜
- ・本県の気候風土に適したワイン品質や耐病性に優れた新品種を開発する。また、本県のブドウゲジツバとなる欧州系品種や系統を選抜する。
- ・核果類新品種の育成

モモ、スモモ、オウトウの大玉で食味が良い品種や管理作業が省力化できる品種を開発する。

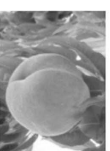


ジュエリスカット

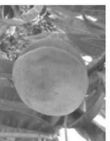
(甲斐ペウ3  
商標：トラツクエンク)



甲斐ペウ7



夢みずき



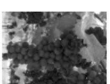
甲斐トウ果17  
(商標：夢純音)



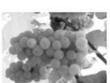
サマーエンジェル



甲斐オウ果6  
(商標：甲斐ルビー)



甲斐アコール



モントロウエ

- ・加温栽培ブドウ「シャインアスカット」の高品質安定生産技術の開発
- ・高品質安定生産に向けた栽培技術、および加温栽培に適した台木を明らかにする。
- ・醸造用ブドウの高品質・安定生産技術の確立
- ・樹勢を適正に保ち生産安定を図るため、高品質・安定生産技術の確立に取り組む。
- ・モモ優良品種選抜と栽培技術の確立
- ・高品質で省力栽培に適応する品種の特性調査を進め、栽培技術の確立を図る。
- ・ブドウ及び核果類等の病害虫薬剤防除法の改善
- ・生産現場で問題となっている病害虫について、より効果的な防除法を確立する。

・果樹園の土壌管理等による果実安定生産技術の確立  
果実の安定生産を図るため、現地障害発生園について土壌面を中心に調査し、生理障害発生園の土壌特性を明らかにする。

・ブドウ「シャインマスカット」の短梢剪定栽培における多収・早期成園化技術の確立  
既存樹の樹形改造による増収や、省力技術を利用した、高品質で多収が可能な栽培技術を開発する。また、早期に成園化が可能な技術の確立を図る。

・モモ枯死障害を軽減する胴枯病対策技術の確立  
枯死に至る主要原因を胴枯病によると推測し、本病菌の発生生態と防除薬剤を明らかにするとともに、感染防止対策技術の確立に取り組み。

・ブドウ園土壌における可給態窒素診断基準の作成  
県内のブドウ園土壌で可給態窒素含量や生育を調査して診断基準を作成し、高品質・安定生産に向けた施肥技術の確立を目指す。

・新しい肉質のモモの多様な流通・販売に向けた加工・貯蔵方法の開発  
新しい肉質を活かした流通・販売の多様化に向け、加工・貯蔵特性を明らかにする。新たな素材としてカットフルーツ化技術の開発に取り組み。

・ICT、IoTを活用した農作物の生育と害虫発生予測  
近年、発達が著しいICT・IoTを活用し、気象変動にも対応した農作物の生育や害虫の発生時期を予測するシステムを構築し、県内農業の振興と生産の安定化を図る。

また、農業革新支援スタッフ（果樹）が平成28年4月から果樹試験場に配置されており、主な業務としては「果樹の専門技術に係る普及活動の企画、立案、調整、支援」、「普及指導員及び営農指導員への果樹に関する指導」、「果樹に関する先進技術、省力化技術など専門技術の高度化に係る調査研究」、「果樹の研究開発への参画」、「果樹の気象災害等における被害、技術対策への支援」、「果樹の先進農業者等とのパートナーシップの構築、各種相談への対応」、「ワイン産地育成に関する支援」を行っている。

（沿革）

昭和12年4月 昭和11年1月、東山梨郡のブドウ、カキが大凍害を受けた。これを契機に果樹の試験研究機関設立が県に陳情され、県会議で設立案が可決した。

昭和13年12月 東山梨郡平等村・上万力村（現山梨市）に県立農事試験場園芸分場として開場した。総員3名 総面積2.7ha

昭和22年4月 果樹農業後継者の技術習得のための研究生制度を設立した。

昭和25年4月 ブドウ育種試験地を分場内に設置した。

昭和28年7月 山梨県農業試験場果樹分場と改名した。

昭和40年3月 山梨市江曾原に試験圃場5.5haを拡充した。

昭和41年11月 山梨県果樹試験場として独立した。

昭和45年4月 農業大学校山梨教場を併設した。

昭和63年4月 育種部、栽培加工部に組織再編した。

平成9年11月 創設60周年を経て甲府盆地を望む山梨市江曾原に移転した。総面積17.0ha

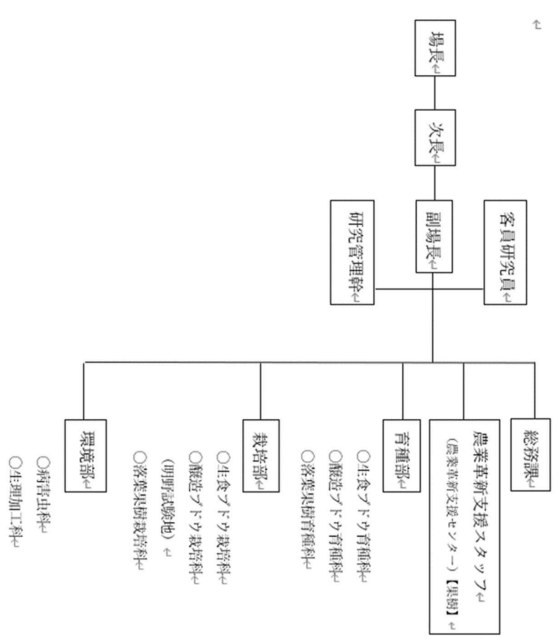
平成10年4月 育種部、栽培部、環境部に組織再編した。

平成18年4月 果樹技術普及部を設置した。育種部に生食ブドウ育種科を新設した。

平成20年4月 栽培部に醸造ブドウ栽培科を新設するとともに、北杜市明野町に試験圃場（0.7ha）を設けた。

平成28年4月 果樹技術普及部を廃止し、農業革新支援スタッフを新設した。また、北杜市明野町の試験圃場を明野試験地に改名し、拡充した（合計0.9ha）。

組織図



（平成30年4月1日現在）

【目的・役割】

新品種育成や新技術開発など果樹生産や経営の安定化に向けた研究開発や技術移転を行い、効果的・効率的な試験研究を推進するとともに、生産現場への新品種・新技術の普及を行うことを目的としている。

【実施した監査手続】

関連書類を入手し、閲覧と職員に対する質問を実施した。

【指摘事項又は意見事項】

No61 【指摘事項】 備品の現物チェックの形骸化について（山梨県果樹試験場）

備品の現物チェックが適切に行われないことになって、ないものがある、あるいは、あるものがないことになってしまっている。これにより備品を正しく管理できないことが問題である。備品の現物チェックの形骸化を是正するために基準の見直しと実効性のある現物管理を実施されたい。

【現状】

監査人が令和3年8月19日の監査時に、令和2年7月31日時点の備品台帳に基づき、現物の確認を実施したところ、物品番号97007414東京星崎製米機の現物が確認できなかった。備品台帳作成時点から現物の確認までの間に廃棄されている可能性があるため、物品売却調書を確認したところ、令和3年3月3日に執行発議（廃棄処理）がされていた。

当該資産は、平成29年8月30日の同タイプの製米機の買替資産の取得の際に処分されていたことがヒアリングにより確認できたため、この経緯について追加で質問したところ、令和2年7月31日時点の在庫表に存在するとされている備品のうちに、その時点で存在していなかったものがいくつもあり、それを令和3年3月3日の物品売却調書により売却の処理をしたことであった。発生原因としては、廃棄処理した日以降の現物チェックの際に（平成29年8月から令和2年7月のチェックに亘り）担当者が、現物を確認せずに在庫表の確定作業を行ったためであった。

日付	備品台帳の処理	現物の存在有無
H29/8/30	計上のまま未処理	無し（廃棄）
R2/7/31	計上のまま未処理	無し
R3/3/3	廃棄処理	無し

（出典：監査人作成）

【問題点及び改善策】

備品の現物チェックが適切に行われないことによって、ないものがある、あるいは、あるものがないことになってしまうことになる。これにより備品を正しく管理できないことが問題である。

当該備品は平成29年8月30日に処分されていたものであるため、現物チェックが複数回にわたり適切に行われていなかったことが推察される。備品の現物チェックの基準を見直し実効性のある現物管理を徹底されたい。

No62 【意見事項】 生産物単価の取り決め方法について（山梨県果樹試験場）

生産物売り払い収入の単価の取り決め方法の標準化を要望する。

【現状】

果樹試験場内で試験研究等に使用されるために生産された果樹等のうち余剰の果樹（ぶどう）を、当該試験場の職員に対して販売することがある。令和2年度におけるぶどうの販売金額は以下のとおりである。この販売価格は、市場買取金額(令和2年度)の半額程度を目安（販売目的ではなく、試験研究に資するため栽培したもので、外観上のキズや着色、大きさなど出荷の規格外なものであるため）として決定しているということであるが、基準が曖昧であること、また、文章等でその決定過程を記録していないことから、金額の適正性を検証することができなかった。

日付	生産物	数量	単価(円)	左記 単価根拠	金額
令和2年6月	ピオーネ	151房	400円/房		60,400円
令和2年9月	ピオーネ	280房	300円/房		84,000円
	シャインソラリス カット	442房	400円/房		176,800円
令和2年10月	シャインソラリス カット	120房	400円/房		48,000円
合計					369,200円

：価格根拠不明確

：令和2年度 現地果実の買取価格（以下買取価格）の約半額

ピオーネ：買取価格 940 (円/kg) × 0.5 房 (1房 0.5 kg) × 50% (半額) = 235 円/kg → 300 円としている。

シャインソラリスカット：買取価格 1,550 (円/kg) × 0.5 房 (1房 0.5 kg) × 50% (半額) = 387 円/kg → 400 円としている。

【問題点及び改善策】

基準が曖昧であること、また、文章等でその決定過程を記録していないことで、金額の適正性を検証することができない。第三者による適正性の判断ができないことは、不適正と言わざるを得ない。

金額の総額は、重要性がないと思われるが、今後は、販売価格の決定過程の基準を定め、文章として記録を残すことで、処理の適正性を担保されるよう要望する。

### 3.4. 土地改良区

#### 1. 制度概要

土地改良区とは、土地改良法（昭和24法律第195号）に基づき、土地改良事業を施行することを目的として同法に基づいて設立された法人であり、公共投資による社会資本の形成である土地改良事業を行政に代わって実施する農業者の組織である。

#### 設立

対象地域内の15人以上の農業者が、あらかじめ、目的たる土地改良事業、土地改良区の概要につき受益地内の農業者（事業参加資格者）の3分の2以上の同意を得たうえで、土地改良事業計画や定款等について都道府県知事の認可を得て設立する。

#### ②地区

土地改良事業の施行により、利益を受ける土地で、通常は農用地又は事業の施行の結果、農用地となるべき土地であり、土地のつながり、水系により一定の地域を受益地とする。

#### ③組合員

地区内の農業者（原則として農用地の使用収益権者）はすべて土地改良区の組合員となり、土地改良区設立の際の同意の有無に関係なく、強制加入となる。

組合員は土地改良区が行う事業に要する経費を負担する（賦課徴収）。

#### ④事業内容

・土地改良事業・・・農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の新設、管理、廃止又は変更。区画整理、農用地の造成等

・土地改良事業に付帯する事業

・・・土地改良事業の効率的な実施を維持するために必要であるか、土地改良事業によって造成された施設の高度利用が図られるなど少なくとも土地改良区が行う土地改良事業と有機的な関連がある事業

#### ⑤管理及び運営

・内部規則として、定款及び規約を整備

定款・・・作成及び変更に際し、知事の認可が必要であり、名称、事業、事務所の所在地、役員の定数、事業年度等を記載する。

規約・・・設定、変更または廃止に際し、総（代）会の議決が必要であり、総（代）会、役員に関する事項、組合員に関する事項等を定める。



<p>・役員 (定数) 理事は5名以上（※理事の3/5以上は原則として耕作者たる組合員） 監事は2名以上（※監事のうち1名以上は原則として員外監事） ※括弧内は令和5年度から適用 (任期) 任期は4年となっており、定款により4年より短い期間の任期を定めることができる。</p> <p>(職務) 理事は、法人である土地改良区を代表し、また土地改良区の事務を処理し内部組織の維持管理を行う。 監事は、土地改良区の財産状況や理事の業務執行について監査を実施する。</p> <p>(責任) 役員と土地改良区は委任類似の関係であり、「善管注意義務」を負っており、役員が任務を怠り土地改良区に損害を及ぼしたときは、役員は連帯して損害賠償責任を負う。</p> <p>・総会または総代会（組合員が100人を超える場合に設置可） (体制) 土地改良区の最高意思決定機関であり、総組合員で組織される。毎事業年度に1回、通常総会を招集し、総組合員の半数以上出席で成立、議決権の過半数で決議される。 組合員が100名を超える場合は総代会を設けることができ、総代定数は30名以上、総会に代わる最高意思決定機関となる。総代は組合員から組合員が選挙により選び、任期は4年以内において定款で定めることができる。</p> <p>(議決事項) 定款変更 規約や管理規程等の設定、変更又は廃止 経費の収支予算 決算関係書類の承認 など</p> <p>・土地改良区連合及び土地改良事業団体連合会 (土地改良区連合) 2以上の土地改良区の協議によって組織される法人であり、各所属土地改良区の事業の一部を共同して行うことを目的に設立される。</p>	<p>(土地改良事業団体連合会) 土地改良区、市町村等を会員とする共同組織であり、主に会員の行う土地改良事業に関する技術的な指導、教育、情報の提供、調査及び研究を行う。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------

表 23 【山梨県 土地改良区等一覧】

令和2年4月1日現在

農務事務所	土地改良区 名称	所在地	設立年月日	地区面積 (ha)	組合員数 (人)	摘要
中北	相川	甲府市上橋聖寺町	S30.4.30	3	31	
	玉諸	甲府市西高橋町	S29.1.11	130	359	解散予定 (R3年度中)
	小曲	甲府市小曲町	S49.2.7	43	69	
	帯那	甲府市下帯那町	S34.7.11	18	87	
	竜王	甲斐市篠原	S28.6.3	254	504	
	田富	中央市大島居	S29.5.26	260	808	解散予定 (R3年度中)
	野牛島	南アルプス市野牛島	S38.8.13	38	168	
	四ヶ村堰	南アルプス市上高砂	S27.5.26	135	318	
	御助使川右岸	南アルプス市有野	S36.8.18	210	349	
	釜無川右岸(連)	南アルプス市飯野	S41.11.24	1,930	5,448	
	入戸野	重崎市丹野入戸野	S35.5.20	16	44	休眠中
	新府	重崎市中田町中条	S41.3.31	61	88	
	榎無堰	重崎市本町	S27.4.10	163	591	
三ツ沢	重崎市穂坂町三ツ沢	S29.5.17	108	144		
総鳥堰	重崎市本町	S34.5.15	714	1,822		
堀川	重崎市水神	S57.6.22	209	588	解散予定 (R3年度中)	
穂坂又葉畑かん	重崎市穂坂町宮久保	H13.2.22	220	250		
本途堰	甲斐市宇津谷	S27.8.1	34	164		
大袋堰	甲斐市大袋	S27.8.2	33	163		
朝穂堰	北杜市明野町浅尾新田	S26.8.3	249	738		
両村堰	北杜市明野町上手	S27.5.1	92	363		
村山六ヶ村堰	北杜市高根町村山北割	S27.7.31	469	487		
箕輪堰	北杜市高根町箕輪	S39.9.12	216	259		
榎山	北杜市高根町清里	S32.12.12	25	106		
西尺堰	北杜市高根町村山北割	S33.8.27	68	210		
明野村茅ヶ岳	北杜市明野町上手	H4.2.13	300	641		
茅ヶ岳(連)	北杜市明野町上手	S25.3.25	520	891		
龍岡	北杜市水神	H25.6.7	56	183		
南アルプス	南アルプス市飯野	H28.4.1	1,178	3,458		
計	土地改良区 27 同連合 2			5,302	12,989	
				2,450	6,339	

(連) は土地改良区連合

農務事務所	土地改良区 名称	所在地	設立年月日	地区面積 (ha)	組合員数 (人)	摘要	
吹東	西保堰	山梨市市川	S27.7.28	76	383		
	差出堰	山梨市万乃	S27.7.28	161	909		
	笛吹川沿岸	山梨市小原西	S45.6.17	4,145	9,039		
	菱山	甲州市塩山上於曾	S43.4.11	92	236	休眠中	
	近津用水	笛吹市石和町市内	S30.7.23	860	1,400		
	富士見	笛吹市石和町河内	S31.1.16	348	303		
	石和町東部	笛吹市石和町市部	S40.9.13	10	172	休眠中	
	一宮町市之藏	笛吹市一宮町市之藏	S41.9.22	57	95		
	計	土地改良区 8			5,749	12,537	
	吹南	六郷	西八代郡市川三郷町岩間	S34.10.10	81	182	
		山保	西八代郡市川三郷町山保	S46.1.28	140	207	休眠中
		帯金	南巨摩郡身延町帯金	S37.7.24	13	87	
		下山	南巨摩郡身延町下山	S31.2.23	29	225	
計		土地改良区 4			263	701	
富士・東部		二ヶ堰	都留市水形山	S27.7.28	33	133	
		笹子橋	大月市笹子町黒野田	S32.12.12	24	182	休眠中
		猿狩	大月市猿橋町藤崎	S27.7.7	8	70	解散の意向
		初狩	大月市初狩町中初狩	S44.10.16	14	98	
		熊岡	大月市熊岡町畑倉	S28.8.28	10	98	
		小篠	大月市猿橋町小篠	S27.7.15	3	62	
		五ヶ堰	大月市大月町花咲	S27.7.28	30	85	解散予定 (R3年度中)
		桜井	上野原市秋山	S35.4.5	7	43	解散予定 (R3年度中)
	忍野村内野	南都留郡忍野村内野	S26.8.8	77	257		
	忍草	南都留郡忍野村忍草	S28.12.25	55	270	解散の意向	
	平野	南都留郡山中湖村平野	S26.3.12	85	121	休眠中	
	河口総合	南都留郡河口湖町河口	S36.7.24	42	270		
	大石	南都留郡河口湖町大石	S28.5.27	31	221		
乳ヶ崎林	南都留郡河口湖町小立	S31.9.22	1	23	解散予定 (R3年度中)		
上野原	上野原市上野原	S27.7.9	26	216			
島田	上野原市鶴島	S27.7.31	4	37	解散の意向		
松留	上野原市松留	S28.2.26	4	40	休眠中		
四方津	上野原市四方津	S29.2.18	4	27			
鶴島	上野原市鶴島	H19.4.12	9	17			
一古沢	上野原市秋山	R1.8.28	16	30			
計	土地改良区 20 同連合 2			483	2,280		
山梨県 全体	土地改良区 59 同連合 2			11,797	28,507		
				2,450	6,339		

(出典：「土地改良やまなし 2020」より監査人一部加筆修正)

注) 忍草土地改良区は、令和3年10月県との打ち合わせにより解散しないことを確認している。

山梨県土地改良事業団体連合会

令和2年4月1日現在

所在地	会員	役員	職員
甲府市蓬沢	土地改良区：51改良区 土地改良区連合：2連合 農協：2組合	理事：12名 監事：3名	事務職：8名 技術職：20名

(出典：『土地改良やまなし2020』より監査人一部加筆修正)

2. 土地改良区等の検査制度の概要

(1) 根拠法令

土地改良区及び土地改良区連合、土地改良事業団体連合会(以下、「連合会」という。)に対する検査は、土地改良法(以下、「法」という。)第132条第1項(土地改良区)、第2項(連合会)及び第136条の2(都道府県連合会の知事検査)に基づき、法令に基づいてする行政処分、定款、規約、管理規程、土地改良事業計画等を遵守(連合会においては、法令、法令に基づいてする行政処分、定款を遵守)させるために必要があると認めるときは、業務若しくは会計の状況を検査することができる」とされている。

(2) 検査実施者

土地改良区の検査実施者は、法第132条第1項に「農林水産大臣又は都道府県知事」と規定され、農林水産大臣と都道府県知事がそれぞれ検査権限を行使できるととされている。なお、法第133条に基づく請求検査(土地改良区の総組合員の10分の1以上の同意を得た検査請求)があった場合は、都道府県知事(直轄土地改良区等を除く。)が行う。

また、連合会の検査実施者については、法第132条第2項において農林水産大臣と定められ、法第136条の2及び法施行令第79条により都道府県土地改良事業団体連合会の検査が都道府県知事に委任されているものの、農林水産大臣が自ら検査権限を行使できるとされており、現在、大臣が直接実施している。

【参考】

●土地改良法(抄)

(報告の徴収及び検査)

第百三十二条 農林水産大臣又は都道府県知事は、土地改良区又は第九十五条第一項の規定により土地改良事業を行う第三十三条に規定する資格を有する者に法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、管理規程、利水調整規程、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画を遵守させるために必要があると認めるときは、これらの者からその事業に関し報告を徴し、又はこれらの者の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

2 農林水産大臣は、連合会に法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款を遵守させるために必要があると認めるときは、連合会からその事業に関し報告を徴し、又は連合会の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

第百三十三条 土地改良区の組合員等が、その総数の十分の一以上の同意を得て、その土地改良区の事業又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、管理規程、利水調整規程、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画に違反する疑いがあることを理由として検査を請求した場合には、都道府県知事は、その土地改良区の事業又は会計の状況を検査しなければならない。

(都道府県が処理する連合会に係る事務)

第百三十六条の二 第百三十二条第二項及び第百三十四条の二の規定(違反行為に対する措置)による農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うことができる。

●土地改良法施行令(抄)

(都道府県が行う地方連合会の監督)

第七十九条 法第百三十二条第二項の規定による農林水産大臣の権限に属する事務及び当該権限に属する事務に係る法第百三十四条の二の規定による農林水産大臣の権限に属する事務のうち、法第百十一条の五の地方連合会(以下「地方連合会」という。)に係るものは、都道府県知事が行うこととする。ただし、地方連合会の業務の適正な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、農林水産大臣が自らその権限に属する事務を行うことを妨げない。

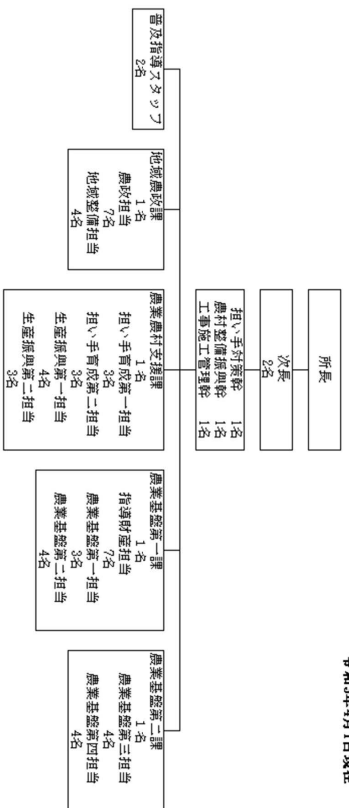
(注) 下線は監査人記載

3. 県(峡東農務事務所)における土地改良区検査実施体制

監査人は、峡東農務事務所に往査を実施し、同事務所管轄の土地改良区等に対する検査の実施体制及び状況について、関連する資料の閲覧及び担当者への質問を実施した。

(1) 山梨県農務事務所組織概要

令和3年4月1日現在



正規職員：48名、短時間再任用：2名、会計年度任用職員：7名 合計58名  
 出所：山梨県農務事務所提供資料より監査人一部加工

(2) 山梨県農務事務所における土地改良区等検査員  
 農業基盤第一課の指導財産担当に所属する2名が土地改良区等の検査を担当しており、土地改良区等への検査には原則として2名体制で実施している。

(3) 検査員に対する研修制度  
 4月の年度初めにおいて、基本的には新任者向けではあるが、検査担当者は本省（農林水産省）が実施する研修を受講している。研修内容については、主に以下の内容が含まれている。

- 土地改良区及び検査制度の概要
- 土地改良区の会計経理
- 土地改良区検査チェック項目等
- 不正事例紹介 など

(4) 土地改良区等検査の実施  
 農務事務所の土地改良区等への検査は、『土地改良区等検査実施要綱』及び『土地改良区等検査実施要領』に基づいて実施されており、同要綱及び要領に規定されている検査実施に係る主要事項は以下の通りである。

項目	内容
検査実施の基準項目	検査確認項目をチェックリスト形式でまとめた「検査事項別検査書」に基づき実施すること。 ・定期検査 原則、3年に1回の割合で検査することとし、農務事務所長が選定。 ・特別検査 農務事務所長が知事と協議して選定。
検査対象地区の選定	
検査計画	農務事務所長は、年度当初（4月）に、検査対象とする土地改良区等を選定し、土地改良区等検査計画を作成、知事に報告。同検査計画には、検査対象土地改良区等名、検査の種類及び検査の時期等が含まれる。
検査の準備	あらかじめ、検査対象土地改良区等から検査のための資料の事前提出を求め、往査に備え、過年度の検査結果の調査とともに、当該資料を十分に検討する。 担当職員が検査事項別検査書の項目ごとに関係書類、帳簿等の記載内容について聴き取りを行い、必要に応じて資料収集、立会い等により確認する。主な確認事項については以下の通り。 ・土地原簿、組合員名簿の整理状況及び適正性 ・運営の状況、総会等の開催状況を検証 ・役員の状況、理事会の開催状況、理事の職務執行状況、監事監査の状況の検証 ・土地改良事業の推進・執行体制、土地改良施設の維持管理体制等について検証し、事業実施の適正性確認 ・会計帳簿の整備状況、予算、決算の管理状況等について検証し、賦課金の徴収、改正処理等が適正に行われていること
検査の実施方法	
検査の準備	
検査計画	
検査の準備	
検査結果の報告	農務事務所長は、当年度に実施した検査の結果を地区別検査結果概要にまとめ、年度末までに知事に報告する。
検査結果の通知	検査の結果を検査書により検査対象である土地改良区等へ通知する。
検査結果の報告	農務事務所長は、当年度に実施した検査の結果を地区別検査結果概要にまとめ、年度末までに知事に報告する。

4. 休暇中の土地改良区について

近年、集落機能の低下や農業従事者（組合員）の高齢化、農産物価格の低迷による農家所得の減少等社会経済情勢の変化により、土地改良区の中には、管理体制や財政基盤の脆弱化に伴い、その役割や機能を十分に果たせなくなっているものもあり（農林水産省 HP より抜粋）、実質的に休眠状況にある土地改良区も散見される。

表 24 【土地改良区 休眠・解散予定等の状況】の通り、山梨県内にも休眠中や解散予定（意向含む）となっている土地改良区が16地区（監査実施時、令和3年11月時点15地

区) あり、一部の土地改良区において実際に解散等の準備がなされている一方で、現状既に休眠中となつてしまい、解散等の手続きの実行が困難な改良区も存在している。

表 24 【土地改良区 休眠・解散予定等の状況】

土地改良区名	状況	令和2年度(至2021年度)									令和3年度(至2022年度)									
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月							
五箇	解散予定 (地区内無議決権者(非議決権者)中)	解散日の届出(任意区・市)									解散日の届出(任意区・市)									
伊豆郡	解散予定 (地区内に議決権者(非議決権者)中)	解散日の届出(任意区・市)													解散日の届出(任意区・市)					
中北	解散予定 (地区内に議決権者(非議決権者)中)	解散日の届出(任意区・市)																		
入野野	解散予定 (地区内に議決権者(非議決権者)中)	解散日の届出(任意区・市)																		
神川	解散予定 (地区内に議決権者(非議決権者)中)	解散日の届出(任意区・市)																		
東山田	解散予定 (地区内に議決権者(非議決権者)中)	解散日の届出(任意区・市)																		
東山田新地	解散予定 (地区内に議決権者(非議決権者)中)	解散日の届出(任意区・市)																		
東山田	解散予定 (地区内に議決権者(非議決権者)中)	解散日の届出(任意区・市)																		
檜子	解散予定 (地区内に議決権者(非議決権者)中)	解散日の届出(任意区・市)																		
檜瀬	解散予定 (地区内に議決権者(非議決権者)中)	解散日の届出(任意区・市)																		
五ヶ瀬	解散予定 (地区内に議決権者(非議決権者)中)	解散日の届出(任意区・市)																		
宇治	解散予定 (地区内に議決権者(非議決権者)中)	解散日の届出(任意区・市)																		
高尾	解散予定 (地区内に議決権者(非議決権者)中)	解散日の届出(任意区・市)																		
高尾	解散予定 (地区内に議決権者(非議決権者)中)	解散日の届出(任意区・市)																		
高尾	解散予定 (地区内に議決権者(非議決権者)中)	解散日の届出(任意区・市)																		
高尾	解散予定 (地区内に議決権者(非議決権者)中)	解散日の届出(任意区・市)																		

(出典：耕地課提供資料より) 注) 忍草土地改良区は、令和3年10月県との打ち合わせにより解散しないことを確認している。

【指摘事項又は意見事項】

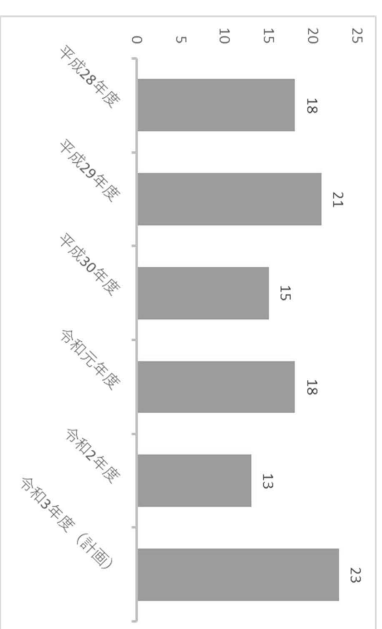
№63 【意見事項】土地改良区の効果的な検査について(耕地課)

検査対象の選定、検査実施項目についてリスケアプローチの観点を導入し、効果的な検査実施を再検討することを要望する。

【現状】

検査対象の選定については、(4)土地改良区等検査の実施にて記載した通り、原則として、3年に1度定期検査を実施することとしている。

(参考) 当年度を含めた直近6か年の検査実施土地改良区数



※令和2年度はコロナの影響により、一部の地区は令和3年度に延期  
(出典：耕地課提供資料より(監査人集計))

県内の土地改良区は、表 23 【山梨県 土地改良区等一覧】の通り、組合員数や財務規模も様々であり、また事務員が在籍する地区も全体の1割程度と一部の大規模な改良区に限られるなど、内部管理状況や業務執行状況の程度も改良区ごとには差があるものと考えられる。

当該状況を踏まえた場合、全ての土地改良区に対する検査実施を一律に3年ごとのローテーションとすることや、検査項目においても「検査事項別検査書」に基づき、全ての項目に対して総合的に検査を実施することで、検査チェックリストをただ埋めることが目的化する弊害が生じやすい。

【問題点及び改善策】

このように現状は画一的な検査アプローチとなつてしまつていふと考えられる。よつて、効果的かつ効率的な検査の点からその検査アプローチを再検討すべきであると考えられる。

例えば、財務的規模、事務員の有無に起因する内部管理状況の有効性の程度、過年度の検出事項及びその改善状況など、適切な土地改良区の運営に影響を与える程度(問題事項の発生可能性、不正等が発生した場合の金額的影響等)を総合的に勘案し、検査対象地区や検査項目を見直すことを検討すべきである。

すなわち、検査人員や時間(検査資源)は当然に有限であることから、土地改良区の金額的又は質的重要性やリスクの高低に基づき、リスクのある又はあると認められる地区や検査項目に対して重点的に検査資源を投入すること(リスケアアプローチ手法)で、効果的・効率的な検査の実現が可能となる。

例えば、（金銭的・質的）重要性が相対的に乏しく、さらに過年度の検査結果等から地区運営の内部管理状況の有効性が比較的高いと判断された地区の場合、3年のローテーションではなく、5年のローテーションとする他方、前回の検査結果が全体的に芳しくなかった地区については、3年を1年縮めて2年後にフォローアップ検査を実施する。また、地区検査で実施する検査項目についても、過年度や他の地区の検査結果より、リスクが高いと判断される項目を重点検査項目とするなど、リスクアプローチの観点からメリハリの利いた検査手法を検討することを要望する。

なおこの場合、検査実施要綱及び要領の該当箇所の見直しも必要になるものと思料する。

**№64 【意見事項】 土地改良区の検査証跡について（耕地課）**

検査を実施するに当たり、具体的な検証実施手続、閲覧した資料の確認箇所、質問及びその回答内容など、重要な検査証跡を書面等に記録保管し、検査実施部署等で共有することで、次回（来年度）以降の検査手続きの効率的かつ効果的な実施に資するよう要望する。

**【現状】**

土地改良区への検査は、検査実施要領に基づき、対象土地改良区より検査事前提出資料の事前提出を受け、土地改良区検査事項別検査書の各検査項目を基準として実施している。検査員の検査結果である検査事項別検査書はいわゆるチェックリスト形式であり、基本的に各検査項目ごとに結論を記載するのみとなり、具体的な検査手続内容及びその結果の判断を確認することができない。

**【問題点及び改善策】**

検査事項別検査書では、具体的な検査手続内容及びその結果の判断までの過程を確認することができないことが問題である。

つまり、具体的に実施した検証実施手続、閲覧した資料の確認箇所、理事や事務担当者への質問及びその回答内容など、重要な検査証跡を書面等に記録保管するルールがなく、それに対応する検査結果フォーマットとなっていない。

当該検査証跡を適時適切に記録することは、例えば以下の点で望ましいものと考えられる。

- ・ 次回（又は翌年度）の検査実施の際の支援となり得ること
  - ・ 具体的な検査手続きの内容及びその判断等を記録することで、次回（又は翌年度）の検査実施の際に有用な参考情報とできることが考えられ、長期的には検査部署の検査ノウハウの蓄積に資することが期待できる。
  - ・ 実施した作業の説明根拠とできること
  - ・ 責任者のチェックを実施する際の支援となること
  - ・ 具体的な確認事項及びその判断を明確にすることで、より深度のある責任者のチェックが可能となる
  - ・ 今後の検査に影響を及ぼす重要な事項に関する記録が保持できること
- 重要事項について将来期間にわたって記録保持することで効果的な検査が期待できると

また、具体的な記録事項としては例えば以下の項目が考えられる。

項目	備考
検査手続の内容及びその結果	関連資料の入手・閲覧⇒確認事項の内容その結果 質問の場合、質問を実施した相手方⇒回答内容 計算チェック⇒計算結果 資料間の整合性、数値等の突合 ⇒整合性確認、突合の結果、一致していたか等
実施時期	※必要に応じて、検査に使用した資料等について 写し等を入力することも一考。
検査手続の結果を受けでの判断 その他	いつ実施したか（日時等） 問題がなかった 問題点が発見されたか、など 次回以降の検査等で有用と考えられる事項 （申し送り事項、重要事項、次回以降の検査効率化に資する事項等）

**№65 【意見事項】 土地改良区の検査ノウハウの向上について（耕地課）**

検査担当者間のみではなく、各農務事務所間において、検査事例研修や意見交換のためのチームミーティングを定期的に実施し、検査ノウハウの向上に努めるよう要望する。

【現状】

現状、検査担当者の研修訓練制度としては、(3) 検査員に対する研修制度に記載の通り、4月の年度初めに本省（農林水産省）が実施する研修を受講することとなっているのみである。当該研修内容には、土地改良区制度の基礎知識から始まり、検査チェック項目の解説、不正事例等も取り扱っており、効果的な検査が実施できるだけの必要な研修は行われているものと判断できる。

【問題点及び改善策】

しかし、【意見事項】No63、No64に記載した改善においては、基本的に検査担当者自身が土地改良区ごとの特性等を評価・検討し、検査実施のタイミングや重点検査事項を決定すること、検査手続の証跡記録簿の記載方法の改善等、検査担当者の知識や裁量の度合いが重要とされることとなる。すると、当該研修のみでは、検査意識や検査スキルが十分習得されないことが問題である。

そこで、検査現場での実際の検討内容及びその結果、証跡の記録方法等について、各農務事務所間で研修会や意見交換を定期的の実施できる機会を設けることで、担当者間の検査に対する意識や検査スキルの継続的な向上を図るための施策の実施を要望する。

具体的には、例えば以下の事項が考えられる。

- ・知識や情報の共有
- ・リスクが高いと考えられる土地改良区の特性、規模の評価方法、これに対する具体的な検査アプローチ方法
- ・内部管理体制が優良だと考えられる土地改良区の事例紹介と脆弱な管理体制となっている改良区への指導方法
- ・検査証跡の記録の仕方についての意見交換、事例紹介
- ・不正事例研修

3.5.工事入札

【実施した監査手続】

- ・ 県の職員に対する質問
- ・ 山梨県中北農務事務所での関係資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

No66 【意見事項】農政部の一般競争入札について（耕地課）

農政部の一般競争入札で1者入札が多発している要因を分析し、現在の入札方法の改善を要望する。

No67 【意見事項】1者入札の一般競争入札総合評価方式について（耕地課）

一般競争入札総合評価落札方式において、1者であっても技術提案の審査を実施して「総合評価落札方式に関する評価調書」を作成し開示しているが、複数の志札者の総合評価と同様の手続きを行うことは効率的ではないため、事務コスト削減のため、より効率的な運用を要望する。

【現状】

(1) 山梨県の工事に関する入札類型基準

山梨県は地方自治法、地方自治法施行令、建設業法等の法律に従って工事を発注しなくてはならない。これらの法律を遵守するために山梨県財務規則や山梨県建設工事執行規則等のルールが制定されている。地方自治法では、業者の選定方法について最も公平・公正なものとして一般競争入札が原則であるとした上で、一般競争入札にない案件について指名競争入札や随意契約による調達を認めている。

山梨県では、「一般競争入札事務処理要領」や「山梨県建設工事等指名選定要領」等により業者の選択方法や契約方法を定めている。工事入札については、予定価格により下表の通りに分類される。

表 25 入札の累計と予定価格

入札の種類	予定価格
一般競争入札 総合評価落札方式	3,000 万円以上
一般競争入札	1,000 万円以上
指名競争入札	1,000 万円未満
随意契約	地方自治法施行令第 167 条の 2 に 準拠した要件を満たす場合

(出典：令和 3 年 4 月 16 日公共工事入札契約事務担当者会議資料より監査人が編集)

委託に関しては別途入札基準が定められており、建設工事に関する測量やコンサルテイング、地質調査等は、一部の対象業種等を除き、指名競争入札によるものとされている。

(2) 一般競争入札 総合評価落札方式

総合評価落札方式とは、入札参加者に技術提案等を求め、価格以外に入札参加者の技術力を審査・評価し総合評点の高い者を落札者に決定する方法である。

公共工事の品質確保を図るため、総合評価方式では発注者が競争参加者の技術的能力の評価を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提案を求めるよう努め、落札者の決定においては価格に加え、技術提案の優劣を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とするのが原則となる。

総合評価方式の適用により、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が施工することとなり、工物品質の確保や向上が図られ、工事的性能の向上、長寿命化、維持修繕費の縮減、施工不良の未然防止等による総合的なコストの縮減、交通渋滞対策、環境対策、事業効果が効率的かつ適切に図られることにより、現在かつ将来の県民に利益がもたらされることが期待される。また、民間企業が技術力競争を行うことによりモチベーションの向上が図られ、技術と経営に優れた健全な建設業が育成されるほか、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行わ

(出典：令和 3 年版 山梨県建設工事総合評価活用ガイドライン 1-1 総合評価落札方式の意義より抜粋)

総合評価落札方式では、通常の一般競争入札の手続きに加えて技術提案の審査を実施し、評価値を算出し、落札者を決定することになる。詳細な説明は、本旨ではないため省略

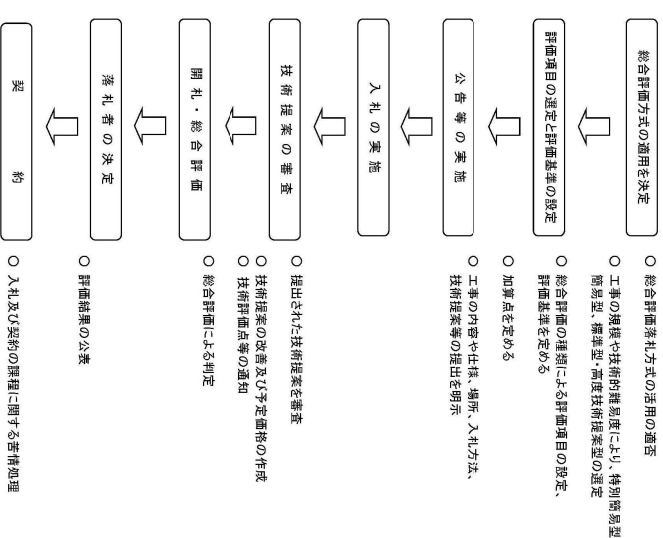
するが審査は、入札参加者の標準点と加算点の合計である技術評価点を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行い、下記の算式となる。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点 (標準点 + 加算点)} / \text{入札価格} \times 100, 000, 000$$

総合評価結果は、山梨県公共事業ポータルサイトに掲示されており、誰でも閲覧することが可能である。

一般競争入札において、応札者が 1 者のみである場合（以下、「1 者応札」という）は原則的にその応札者が落札者となるが、総合評価落札方式においては、1 者であっても技術提案の審査を実施して「総合評価落札方式に関する評価調書」を作成し、開示している。作成に当たっては、県土整備部より指示されたチェックシートを用いている。中北農務事務所において担当者に技術提案の審査、評価調書作成までの時間を聴取したところ平均で 3 時間程度かかることであった。

1-6 総合評価方式の主な手順



<sup>9)</sup>山梨県公共事業ポータルサイト：<https://www.cals.pref.yamanashi.lg.jp/>



(出典：令和3年版 山梨県建設工事総合評価活用ガイドライン)

総合評価落札方式に関する評価調査 (様式4-1-1)

総合評価落札方式に関する評価調査

評価項目	評価基準	評価	備考
1. 入札参加資格	1.1 入札参加資格の取得に要する条件		
2. 入札条件	2.1 入札条件の明示		
3. 入札手続	3.1 入札手続の明示		
4. 入札結果	4.1 入札結果の明示		
5. その他	5.1 その他		

(出典：山梨県公共事業ポータルサイトよりダウンロード)

(3) 入札参加資格

入札資格は、「一般競争入札参加者資格設定要領」(以下、「入札設定要領」という)に準拠し入札案件ごとに定められている。「入札設定要領」は県内中小建設業を保護しつつ、競争が確保されることを目的としている。

1 目的

この要領は、一般競争入札の執行にあたって、地域を支える県内中小建設企業の受注機会に配慮しつつ、公正で透明な競争が確保できるよう、一般競争入札の入札参加資格の設定に必要な事項を定める。

(出典：「一般競争入札参加者資格設定要領」より抜粋)

「入札設定要領」では、入札に応札が可能な業者数が20~30者以上を目安として、本店所在地、施工実績、配置予定技術者の資格・施工実績等の資格要件を設定するとされている。本店所在地の範囲については、原則として下表によるものとされている。

業種	設計金額	本店所在地
土木一式	8千万円以上	県内全域
	2千万円以上8千万円未満	各建設事務所管内
建築一式	2千万未満	各建設事務所管内(支所も単独とする)
	7千5百万円以上	県内全域
電気・管	7千5百万円未満	中北建設事務所及び瀬南建設事務所管内 岐阜建設事務所管内及び富士東部・建設事務所管内
	1千万円以上	県内全域
舗装	1千万円以上	県内全域

\* 県土整備部以外の場合、表中「建設事務所」は、農務事務所又は林務農境事務所に読み替えるものとする。

(出典：「一般競争入札参加者資格設定要領」より抜粋)

今回、監査の対象とした農政部が発注する案件の多くは、圃場整備や水路整備、農道の整備等の土木工事が多く、金額は8千万円未満のものが大多数である。入札に当たって各農務事務所では応札可能な業者が20~30社以上になる範囲で本店所在地を各所管内の企業に限定して入札を実施しているとのことであった。

(4) 令和2年度山梨県農政部の入札結果の分析

令和2年度 農政部 委託契約、工事契約の落札率集計表

発注内容	募集形態	入札者数	入札件数	予定価格(抜粋)	落札価格(抜粋)	落札率
委託	一般競争入札		1	16,180,000	15,200,000	93.9%
	内訳	11	1	16,180,000	15,200,000	93.9%
工事	指名競争入札		184	1,192,940,000	1,123,390,000	94.2%
	内訳	2	54	141,650,000	134,690,000	95.1%
		3	1	2,610,000	2,500,000	95.8%
		4	7	30,730,000	29,190,000	95.0%
		5	82	432,520,000	425,390,000	94.0%
		6	40	565,430,000	531,620,000	94.0%
	委託合計		185	1,290,120,000	1,138,520,000	94.2%
	一般競争入札		120	5,931,975,455	5,857,908,698	98.8%
	総合評価		105	5,415,215,455	5,386,074,698	99.0%
	内訳	2	8	271,070,000	261,390,000	96.6%
	3	7	245,690,000	235,944,000	96.0%	
一般競争入札		28	549,390,000	536,435,000	97.6%	
内訳	1	19	377,150,000	371,070,000	98.4%	
	2	7	139,950,000	128,965,000	96.3%	
	3	2	38,290,000	36,400,000	95.1%	
指名競争入札		12	78,920,000	76,940,000	97.5%	
内訳	2	2	11,550,000	11,420,000	98.9%	
	3	3	16,510,000	16,290,000	98.3%	
	4	6	43,640,000	42,260,000	96.8%	
	5	1	7,220,000	7,000,000	97.0%	
随意契約		5	24,580,000	24,450,000	99.5%	
内訳	1	5	24,580,000	24,450,000	99.5%	
工事合計		165	6,584,835,455	6,495,733,698	98.6%	
総合計		350	7,789,955,455	7,634,253,698	98.0%	

(出典：工事台帳を基に農政部併地課担当者が加算した資料を監本人が集計)

山梨県農政部では、中北農務事務所、峡南農務事務所、峡東農務事務所、富士・東部農務事務所及び排地課により発注を行っている。令和2年度においては、委託、工事合わせて350件である。

山梨県では、全ての入札において募集時の公告の際に予定価格を開示している。上記表における入札者数は、実際に札を入れる前に辞退した者や不参加となった者を除いた応札者数を示している。委託は、ほとんどが建設工事に関する測量等の契約であり、指名競争入札が多い。工事は、予定価格1千万以上の工事が多いため一般競争入札の件数が多い。

工事の一般競争入札総合評価落札方式の落札率（落札価格／予定価格）は98.8%、総合評価落札方式ではない一般競争入札では、97.6%となっており、指名競争入札97.5%と比較して高い結果となっている。一般競争入札全体の応札者数は、148件中124件が1者入札であることが落札率の高止まりにつながっていると考えられる。この点、1者入札が多発して

いる理由について担当者にヒアリングを実施したが、調査された資料価格などから算出する予定価格が山梨県の業者にとっては安いのではないかといった推測があったが、ほとんどの案件で1者となっている理由としては不十分なものであった。

全国市民オンブズマン連絡会議が発表した2018年度都道府県落札率一覧表によると山梨県の1者入札の割合は71.9%で全国平均の17.5%を大きく上回り最下位となっている。山梨県は落札率でも97.9%で最下位となっている。全国市民オンブズマンの統計は、今回の監査対象となった農政部の入札実績と年度や対象が異なるため単純比較はできないが、全体の傾向を示すデータとして参考にすべきものである。

表 26 2018 年度 都道府県落札率一覽表

順位	落札価格 投標(千円)	落札価格 投標(千円)	1者入札 割合 (%)	競合方式									
				1者入 札割合 (%)	2者入 札割合 (%)	3者入 札割合 (%)	4者入 札割合 (%)	5者入 札割合 (%)	6者入 札割合 (%)	7者入 札割合 (%)	8者入 札割合 (%)	9者入 札割合 (%)	10者入 札割合 (%)
全府平均	1,889,532,728	1,765,688,621	93.4%	64.4	16.9%	55.5%	4.7%	42.2%	12.0%	98.2%	14.5%	92.4%	92.4%
1 北海道	38,947,217	33,484,782	86.1%	6	10.7%	92.1%	56	99.1%	10.7%	92.1%	100.0%	92.4%	
2 秋田県	13,541,771	11,812,800	87.2%	21	9.5%	94.2%	21	97.2%	9.5%	94.2%	100.0%	97.1%	
3 岩手県	13,515,120	11,808,177	87.4%	40	6	97.2%	19	93.5%	1.7%	92.1%	97.1%	99.0%	
4 埼玉県	24,023,097	21,478,128	89.4%	119	6	97.2%	68	99.8%	1.7%	92.1%	97.1%	99.0%	
5 岡山県	7,955,180	7,148,200	89.5%	46	10	21.7%	30.5%	48	99.8%	21.7%	90.0%	100.0%	
6 徳島県	14,992,210	13,543,957	90.3%	54	10	18.5%	30.0%	51	90.4%	13.6%	94.4%	94.4%	
7 愛媛県	24,010,098	22,207,480	92.5%	59	8	13.6%	34.4%	38	90.0%	13.6%	94.4%	94.4%	
8 高知県	10,018,917	9,018,049	90.6%	38	2	5.3%	95.9%	38	90.0%	5.3%	96.9%	99.2%	
9 福岡県	21,097,890	19,051,212	90.6%	123	4	3.3%	96.9%	122	90.0%	3.3%	96.9%	99.2%	
10 大阪府	40,523,541	36,718,078	90.6%	159	2	1.3%	96.4%	24	90.0%	0.0%	15.1%	90.0%	
11 広島県	13,404,335	12,310,520	91.7%	84	31	29.9%	95.6%	97	90.4%	32	18	97.4%	
12 滋賀県	25,974,803	23,718,027	91.3%	108	4	6.6%	97.0%	97	90.4%	3.7%	97.7%	98.9%	
13 福井県	58,031,020	53,071,806	91.5%	230	10	4.3%	98.0%	144	90.0%	0.4%	100.0%	92.0%	
14 新潟県	24,057,332	22,028,127	91.6%	79	11	13.9%	94.0%	79	91.8%	13.9%	94.0%	100.0%	
15 静岡県	20,997,407	19,285,201	91.8%	81	12	14.6%	96.7%	79	91.8%	13.6%	96.7%	96.3%	
16 北千住	75,048,789	70,057,612	92.2%	230	42	18.3%	95.9%	177	92.4%	15.2%	96.7%	94.8%	
17 三重県	21,083,724	19,038,689	92.7%	112	7	6.3%	98.2%	103	92.3%	6.3%	98.2%	91.2%	
18 香川県	7,315,421	6,782,380	92.7%	21	3	14.3%	96.9%	21	92.7%	14.3%	96.9%	100.0%	
19 徳島県	5,822,620	5,413,828	92.8%	23	2	8.7%	96.9%	23	92.8%	8.7%	96.9%	100.0%	
20 宮城県	119,040,878	111,312,378	93.0%	385	116	30.1%	97.9%	339	92.8%	22.4%	97.3%	96.7%	
21 神奈川県	31,088,749	29,055,522	93.2%	149	25	10.3%	97.0%	122	91.3%	10.3%	97.0%	95.4%	
22 福岡県	46,095,522	42,008,175	93.2%	242	8	17.4%	92.8%	46	92.8%	97.8%	97.8%	96.5%	
23 福井県	10,796,548	10,028,943	93.2%	48	8	12.4%	92.8%	48	92.8%	12.4%	92.8%	93.7%	
24 佐賀県	7,848,020	7,320,583	93.3%	36	6	22.2%	97.7%	31	92.8%	11.1%	96.1%	98.0%	
25 山口県	22,522,037	20,798,980	93.4%	83	5	7.9%	98.3%	44	93.4%	7.9%	98.3%	97.8%	
26 愛媛県	98,596,829	94,791,970	95.5%	268	25	9.3%	97.7%	256	93.4%	9.3%	97.8%	97.8%	
27 鳥取県	8,997,383	8,136,580	93.6%	49	5	10.2%	95.0%	46	92.7%	8.2%	96.9%	92.1%	
28 徳島県	7,063,061	7,183,579	93.8%	29	9	31.0%	95.0%	29	92.8%	31.0%	95.0%	100.0%	
29 大分県	19,054,088	17,811,299	93.8%	100	15	15.0%	99.0%	80	93.0%	13.0%	98.0%	90.0%	
30 茨城県	24,439,401	22,957,346	93.9%	494	4	5.1%	98.0%	74	93.9%	1.3%	96.6%	92.7%	
31 東京都	466,996,426	437,750,232	93.9%	484	192	32.8%	98.0%	141	94.4%	7.7%	97.6%	94.4%	
32 千葉県	32,143,670	30,198,641	93.9%	113	46	39.8%	97.1%	113	92.9%	39.8%	97.1%	100.0%	
33 新潟県	19,312,243	18,157,410	94.0%	98	1	1.0%	96.0%	65	93.7%	1.0%	96.0%	94.9%	
34 長野県	34,220,035	32,179,501	94.0%	122	10	8.2%	96.7%	109	94.1%	4.1%	96.3%	92.5%	
35 中徳県	38,054,910	36,047,806	94.3%	192	18	9.4%	98.3%	95	93.2%	9.4%	98.3%	95.5%	
36 福山県	4,931,400	4,623,540	94.6%	26	5	19.2%	95.0%	25	94.5%	19.2%	95.0%	99.4%	
37 岐阜県	20,067,307	20,098,928	94.9%	125	16	12.8%	98.1%	72	95.0%	8.2%	98.0%	97.4%	
38 熊本県	23,469,086	21,780,248	95.0%	186	17	10.9%	98.0%	150	96.0%	9.8%	97.7%	96.2%	
39 徳島県	128,382,927	122,222,722	95.2%	380	154	42.8%	98.1%	154	97.2%	42.8%	98.1%	95.2%	
40 徳島県	14,432,922	13,728,480	95.3%	46	6	16.7%	97.2%	42	95.2%	16.7%	97.2%	96.2%	
41 北海道	14,659,003	13,749,589	95.3%	741	55	7.4%	97.2%	669	95.1%	5.7%	97.0%	96.2%	
42 山梨県	21,474,225	20,482,823	95.4%	90	20	22.2%	98.9%	22	95.4%	21.1%	96.9%	91.1%	
43 石川県	10,974,470	10,392,884	95.6%	28	5	17.8%	97.3%	25	95.5%	17.8%	97.3%	100.0%	
44 山形県	11,849,585	11,148,897	95.8%	50	2	4.0%	97.1%	48	95.9%	4.0%	97.1%	96.0%	
45 徳島県	11,643,040	11,168,770	95.9%	43	5	11.6%	96.3%	43	95.9%	11.6%	96.3%	100.0%	
46 徳島県	46,420,122	44,289,638	97.5%	192	25	13.0%	98.0%	192	98.2%	4.2%	96.7%	16.1%	
47 山形県	22,541,091	22,584,989	97.9%	89	34	21.9%	99.0%	89	97.9%	21.9%	99.0%	100.0%	

※1 一般競争入札  
 ※2 入札者数5名未満の落札率  
 ※3 入札者数5名未満の落札率  
 ※4 入札者数5名未満の落札率  
 ※5 入札者数5名未満の落札率

【出典：いまだきの入札、いまだきの競合 2019年9月28日全国市民オンブズマン連絡会議より抜粋】

【問題点及び改善策】

【意見事項】No.66 農政部の一般競争入札で1者入札が多発している要因を分析し、現在の入札方法の改善を要望する。

令和2年度の農政部の工事に関する一般競争入札の内、1者入札は全体の83%であり、落札率は98.7%であった。多くの工事が、1者入札で、ほぼ予定価格で落札されている。実態を知っている入札をしていない他の業者は、それよりも低い価格で入札しようとするのが通常であり、これほど多くの工事が1者入札となるのは考えにくい。ほぼ予定価格での1者入札が多発する原因としては、

- ・ 県内企業にとつて予定価格が安価すぎて入札できる業者が限られる
- ・ 工事の技術的な内容に対応できる業者が限られる
- ・ 入札資格者が考えられる。本来、県は一般競争入札を実施することで複数の応募者が価格や技術力で切磋琢磨した結果、高品質なものを適正な価格で調達することを予定している。

そのためには、1者入札が多い原因を究明することが必要である。全国平均と比較して突出して1者入札率が高いので、入札資格者や手続きなどを他県の状況と比較することが有用である。原因分析を踏まえて必要に応じて入札方法を改善することを要望する。

一般競争入札における1者入札の評価について、不特定多数の入札参加者があり、情報が平等に開示されており、なおかつ応募者同士の調整が行われていないという条件下においては、結果として1者入札となっても競争が行われなかったことにはならないという考え方もある。競争の機会は確保されおり、入札をしないを判断する時点で既に競争が行われているという判断である。農政部の工事についてはこの前提条件が満たされているかは不明であり、競争が行われているとは断定できないし、それよりも競争が阻害されている結果、1者入札が多発しているとも考えられる。まずは、1者入札が多発している原因の究明を望むとともに、「入札設定要領」の改定による入札者範囲の工夫など入札方法の改善を要望する。

【意見事項】No.67 一般競争入札総合評価落札方式において、1者であっても技術提案の審査を実施して「総合評価落札方式に関する評価調査」を作成し開示しているが、複数の応募者の総合評価と同様の手続を行うことは効率的ではないため、事務コスト削減のため、より効率的な運用を要望する。

一般競争入札総合評価落札方式において現状では、1者入札の場合でも「山梨県建設工事総合評価活用ガイドライン」に従って技術力評価を行っているが、技術力評価を行っても競

う相手がいない以上、複数の応募者を予定している総合評価落札方式と同様の手続きを行うことは、効率的ではない。

なお、農政部では平均3時間程度を評価に要するとの報告を受けたが、技術管理課に照会したところ、審査業務に要する時間は1件あたり45分～2時間(平均1時間程度)が一般とのことであり、年間で約100～300時間が、この作業に投下された計算となり、県庁全体ではより多くの時間が使用されたことになる。

県としては、工事の最低限の品質確保を担保するため、技術評価資料(申請書類)の不備により失格判定をしなければならぬ事由(配置予定技術者の能力評価など)もあるため申請書類の審査をしており、また、公正な入札であったことを明確にするため、発注者(県)は、落札者決定後に入札者の評価値(技術評価点、入札価格等)等のデータを公表しなければならぬため、総合評価のための技術力評価をしているということである。

公正な入札であったことを明確にするためにデータを公表する趣旨は、発注者(県)の審査及び評価における透明性及び公正性の確保することであるが、発注者(県)及び入札者の事務量の軽減を図ることも必要であるとし、工事の性格等に応じた適切な活用をすべきものであること、を考慮すると、現状の技術力評価について、より効率的な運用を要望する。

### 3.6.出資法人

#### 3.6.1.公益社団法人山梨県畜産協会

##### 【概要】

所在地 甲府市東光寺町1955-1(山梨県農政部愛宕山分室)

設立 平成13年(4団体の統合)

旧団体(社)山梨県畜産会

(社)山梨県家畜畜産物衛生指導協会

(社)山梨県肉用子牛価格安定基金協会

(社)山梨県畜産物価格補償協会

平成24年4月公益社団法人へ移行

出資金 215,592,161円(県87,500,000円)

会員 52会員(県1、市町村27、農協12、関係団体12)

役員構成

会長理事 JA山梨中央会会長

副会長理事 県農政部長

専務理事 県OB

理事 県畜産課長、北杜市長、富士河口湖町副町長、農業団体の長、畜産関係団体の

長

監事 全共連本部長、税理士

職員 正規職員7人、契約職員2人

##### 【業務内容】

(1)経営支援対策業務

コンサルタント団による経営支援指導等

(2)衛生対策業務

自衛防疫の推進、家畜衛生の広報、特定疾病発生子防事業等

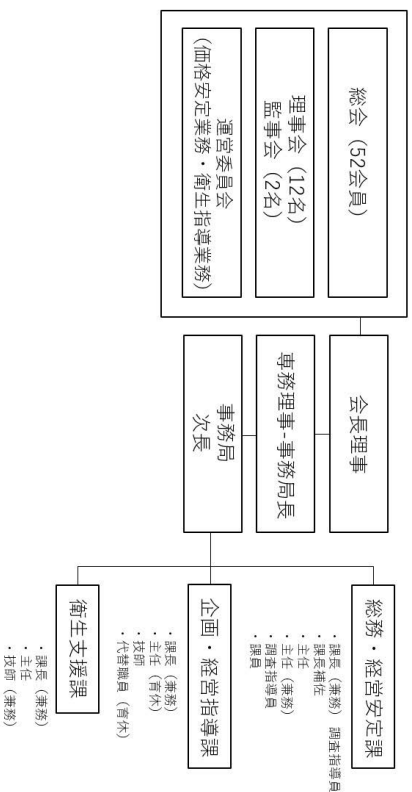
(3)経営安定対策業務

肉用子牛生産者補給金制度(市場価格低落時に補給金交付)、家畜、畜産物価格差補てん事業、肉用牛肥育経営安定交付金制度(所得補償補てん金の交付)等

##### 【目的・役割】

畜産業を営むもの及びその組織する団体の経営安定、運営及び保健衛生に関する指導、肉用子牛生産者補給金の交付等の事業を推進し、畜産業を営むものの所得の安定を通じて、県内畜産業の振興に寄与することを目的とした法人である。

##### 【組織図】



各部門の実施事業は次の通りである。

○経営支援対策事業

(1) 畜産経営技術高度化促進事業(県受託)

中核・新規就農者及び地域経営者集団の経営体に対し、経営改善努力の助長と生産・経営技術支援を効果的及び効率的に実施している。

(2) 地域畜産支援指導等体制強化事業(地方競馬全国協会補助)

本協会が実施する経営支援対策事業に対し補助を受け、畜産の担い手の体制強化を図っている。

(3) 貸付事業指導等事業(畜産近代化リース協会受託)

畜産近代化リース協会の貸付を受けた生産者に対し、適正な管理と利用について技術指導を行うとともに、施設・機械の導入、使用状況確認等を実施している。

(4) 畜産関係団体調整機能強化事業(中央畜産会受託)

県内の畜産に関わる生産者組織支援整備として WEB 交流会、WEB 学習会を開催し、畜産経営相談窓口として、資金相談支援、生産技術指導支援の実施及び職員研修を実施している。

(5) 課題解決サポート事業(中央畜産会受託)

多様な経営展開を図る個別農業経営体の経営ビジョン、経営状況、経営ニーズ等を的確かつ客観的に把握し、これに即した経営体へ経営フォロー、計画作成支援を実施している。

(6) 養豚 ABL(動産担保融資)担保物件調査(日本政策金融公庫受託)

日本政策金融公庫が実施する動産担保融資に係る経営に対して、定期的に担保動産の数量と管理状況を現地確認し、毎月その報告を行っている。

(7) 中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業(中央酪農会議補助)

(8) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(中央畜産会受託)

生産基盤の弱体化が課題となる中、TPP 対策「攻めの農林水産事業への転換」を実現するため畜産クラスターへの取り組みを支援し、機械導入事業の要望書類の取りまとめ等を実施している。

(9) ICT 化等機械装置等導入事業(中央畜産会受託)

酪農及び肉牛経営体に対して労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資するため、畜産 ICT 応援会議の取組を支援し、機械の導入に対して支援及び円滑な事業運営のための普及推進、事業推進指導、内容確認業務等を行っている。

(10) 酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業(中央畜産会受託)

酪農家が抱える労働負担を軽減するため、経営体が行う省力化機械装置の導入と一体的な施設の整備に対して普及推進業務を行っている。

(11) 畜産クラスター全国推進事業(中央畜産会受託)

畜産クラスターに係る中心的な経営体の育成を行う上で必要な指標づくりの為、県内の先進的な経営体を対象とし、経営内容に係る調査を実施している。

(12) 家畜生産性向上対策事業(中央畜産会受託)

酪農、肉牛生産者を対象とし、家畜の遺伝的能力を最大限発揮させるため、生産性に係るデータの収集及び分析を行い、抽出された課題点とその解決方策の指導を実施している。

(13) 生産基盤拡大加速化事業(全国肉用牛振興基金協会受託)

和牛の輸出力強化のため、クラスター協議会の中心的な取組主体に位置する肉牛農家の繁殖雌牛の増頭に対して支援及び円滑な事業運営のための推進活動、内容確認業務等を行っている。

○衛生対策事業

(1) 自衛防疫強化対策事業(県補助)

伝染性疾病等の発生・流行防止のため、予防接種を実施している。

(2) 家畜防疫緊急対策事業(富士河口湖町補助)

富士河口湖町管内の生産者で、ワクチン接種による家畜防疫対策の徹底を図る者に対し、生産者自己負担額の 1/2 を助成している。

(3) 家畜生産農場衛生対策事業(関東農政局補助)

吸血昆虫が媒介する疾病予防を目的としたワクチン接種(アカバネ病)補助を実施している。

(4) 牛疾病検査円滑化推進対策事業(関東農政局補助)

死亡牛の円滑な収集、輸送及び処理のための取り組み、BSE 検査の円滑な実施を推進するため死亡牛の処理に係る経費に対する補助を実施している。

(5) CSF、ASF 等豚病監視体制強化事業(県受託)

豚熱等豚病の侵入防止のために、養豚農家診療獣医師が定期的に豚の移動・衛生状況・車両消毒等の調査及び指導・監視を養豚農家に対して実施している。また、農家の指導・調査について地域検討会を開催している。

(6) 家畜防疫互助基金造成等支援事業(農畜産業振興機構補助)

口蹄疫、豚熱等の伝播力が極めて強く、畜産経営に極めて重大な影響を及ぼす疾病が万一発生した場合、経営への影響を緩和するため、生産者自らが積立を行い、発生農場が経営再開までに必要な経費等を相互に支援している。

(7) 馬飼養衛生管理特別対策事業(中央畜産会助成)

事業の実施内容等について協議するため、馬飼養関係者を対象に整備委員会を開催するとともに、飼養衛生管理に関する知識の普及・啓発を図るための技術講習会を開催している。また、馬獣医療に関する飼養衛生管理、防疫体制の向上を図ることを目的に、飼育状況等の把握や馬飼養衛生管理基準に関する知識度等について馬飼養者を対象にアンケート調査を実施している。

(8) 馬防疫強化地域推進対策事業(中央畜産会助成)

地域における自主防疫活動の強化を図るため、馬フクチン接種等地域推進対策検討会を開催し、競走馬以外の乗用馬等に対する馬インフルエンザのワクチン接種費用の助成を行っている。

(9) 家畜防疫・衛生指導対策事業(中央畜産会助成)

地域伝染病発生時の防疫対応等を支援するため、伝染性疾病の発生に備えた防疫演習や飼養衛生管理基準に基づく防疫対策への取り組みの啓発等を行っている。

(10) ASF 侵入防止緊急支援事業(農畜産業振興機構補助)

ASF の予防及び蔓延防止のため養豚農場に対して野生動物侵入防止柵を整備する養豚生産者集団に対し、推進指導等を実施している。

○経営安定対策事業

(1) 肉牛価格差補填事業(協会単独)

県内産肉用牛を肥育し、出荷した者を対象に協会の定める保証価格が市場での平均売買価格を下回った場合に補填金交付を実施している。

(2) 子牛市場活性化推進事業(協会単独)

山梨北部家畜市場への肉用子牛の出荷を奨励、市場取引成立牛に対し奨励金の交付と輸送経費の補助を実施している。

(3) 肉用子牛生産者補給金制度(農畜産業振興機構、県補助)

肉用子牛の平均売買価格(品種別・四半期毎)が、保証基準価格を下回った場合に機構からの交付金により全額交付され、平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合、交付金の他に機構・県の助成金と生産者が拠出した財源を基に9/10を生産者補給金として交付される制度である。

(4) 肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業(農畜産業振興機構補助)

①補給金制度運営適正化事業:補給金交付業務の的確な実施と効率化を図り、家畜市場取引情報の収集と報告を行うとともに、事務委託先及び契約生産者に対し調査指導を行っている。

②指定協会運営体制支援事業:補給金制度の円滑な実施体制の確保と、協会運営体制の強化を図るため、農畜産業振興機構から財政支援を受けている。

(5) 肉用牛肥育経営安定交付金制度 通称「牛ワルキン制度」(農畜産業振興機構受託)  
肉用牛肥育経営の収益性が悪化した場合、標準的販売価格(粗収益)と標準的生産費(生産コスト)との差額の9割を交付金(補填金)として交付する制度であり、個体登録事務及び交付金業務を実施している。

(6) 優良肉用子牛生産安定事業(農畜産業振興機構補助)

経営改善に取り組む肉用子牛生産者に対し、推進指導を実施している。

(7) 肥育牛経営等緊急支援特別対策事業(中央畜産会受託)

肥育生産の計画を作成し、所得や営業利益を改善することを目的として、経営体質強化の取り組みを行っている畜産農家が、経営の体質強化に資するメニューを二つ以上取り組んだ場合に、出荷頭数に応じて奨励金を交付及び推進指導を実施している。

○他団体事務局業務受託

(1) 山梨県養豚協会

本団体との事務の受託契約をもって、総会、会議、研修会、豚登録等の企画・開催等の事務を行っている。

(2) 山梨県畜産技術連盟

本団体との事務受託の受託契約をもって、総会、会議、研修会事業等の企画・開催等の事務を行っている。

(3) 山梨県馬事畜産振興協議会

本協議会との事務の受託契約をもって、公益競馬及び、馬伝統行事などの振興のため企画・調整等事務を行っている。

(4) 山梨県CSF感染拡大防止対策協議会

本協議会との事務受託により、野生イノシシへのCSF経口ワクチン散布及び野生イノシシにおける豚熱ウイルスの浸潤状況調査に関して山梨県CSF感染拡大防止対策協議会の取り組みを支援している。

【実施した監査手続】

- ・ 関連書類を入手し、閲覧と職員に対する質問を実施した。

【指摘事項又は意見事項】

№68 【指摘事項】 固定資産の経理処理について（公益社団法人山梨県畜産協会）

固定資産を経理規定に従って計上すべきである。

【現状】

経理規定によれば、第6条固定資産（固定資産の範囲）第30条（2）その他の固定資産において、特定資産以外の資産で耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が10万円以上の資産を固定資産として定義している。しかし、令和2年8月20日に購入しているワゴン、椅子、収納什器について、1つあたり10万円未満にもかかわらず、10万円以上の机と一緒に総額で1,616,670円として固定資産に計上している。

【問題点及び改善策】

当該固定資産の内訳は、以下のとおりである。

	数量	単価	計上科目	合計
机	2台	166,419円	備品什器	332,838円
ワゴン	8台	50,666円	備品什器	405,328円
椅子	8台	50,974円	備品什器	407,792円
収納什器	8台	51,139円	備品什器	409,112円
運賃等	1式	61,600円	備品什器	61,600円
合計				1,616,670円

経理規定に明確に規定があるにもかかわらず、正しく処理されていない。規定に従った場合、机を除くそれぞれの固定資産の取得単価が10万円以下となっており、また、当該固定資産全体をひとくくりとして捉えなければならないようなものではないため（機能的に一体でない）、固定資産に計上すべきではない。購入原価に付随する費用である運賃等は、各資産に按分した上で期間費用として処理すべきである。

№69 【意見事項】 法人のホームページを更新することを要望する（公益社団法人山梨県畜産協会）

ホームページに最新の情報を掲載する必要があると考える。法人のホームページはできるだけ遅滞なく最新情報を掲載されたい。

【現状】

法人のホームページが存在するものの掲載されている情報が古い。具体的には、監査時点の令和3年9月10日時点で、事業報告等については平成29年度の情報が最新情報となっている。監査時に確認したところ、新たなホームページを作成しているものの公開に至っていないとのことであった。

【問題点及び改善策】

情報公開規定及び定款によれば、法人の公告については、法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行うとあり、ホームページに公告する必要はない。しかし、法人としての信頼性を損なわなければならないためには、ホームページに最新の情報を掲載する必要があると考える。法人のホームページはできるだけ遅滞なく最新情報を掲載されたい。

### 3.6.2.公益財団法人山梨県農業振興公社

#### 【概要】

公益財団法人山梨県農業振興公社（以下、「農業公社」という）は、山梨県が全額出資した法人として設立され平成26年に公益法人に移行している。現在は、山梨県の出資法人として農業経営基盤の強化、農地の有効利用等を目的として事業を実施している。

#### 沿革

昭和47年 財団法人山梨県農地開発公社として設立  
 平成6年 財団法人山梨県農業振興公社に改称  
 平成13年 社団法人山梨農業後継者育成基金協会を統合  
 平成25年 公益財団法人山梨県農業振興公社へ移行  
 平成26年 農地中間管理機構として指定

公益法人であり公益目的事業と収益事業を実施している。

区分	事業名	概要
公益目的事業	農地中間管理事業	農地の借受、貸付を行う県からの補助金事業。
	担い手育成対策事業	青年農業者等育成センターの運営等を行う県からの補助金事業等。
収益事業	県奨励品種等種苗共有対策事業	山梨県の事業である山梨県奨励品種等種苗供給対策として甲州種苗木を生産する県からの補助金事業。
	土地改良事業の積算業務受託	県からの委託事業。鳥獣害防止策設置工事などの積算の請負。
収益事業	リニア中央新幹線の構造物による農作物への影響調査の業務受託	JR東海と県との3者協定による受託事業。リニア高架橋建設による日陰が農作物に与える影響調査の請負。
	山梨県植物防疫協会事務局長の業務受託	民間団体の事務局業務の請負。

農業公社は、県より短期無利子資金の借入、金融機関に対する保証の提供を受けており経営健全化の取り組みが必要である方針に該当するものとして、「公益財団法人農業振興公社改革プラン」を策定している。

※(注) 年度末時点より3ヵ月分を3期にわたって公表し、1期は公表しない。

### (公財)山梨県農業振興公社改革プラン - 概要 -

【計画期間】：181～25年度

※参考資料1-1

#### I 公社の概要

- 1 沿革**  
 ○58年度（財）山梨県農地開発公社として設立  
 ○66年度（財）山梨県農業振興公社に名称変更  
 ○70年度 公益財団法人に移行  
 ○76年度 農地中間管理機構に指定
- 2 基本経営方針の状況**  
 ○基本財産 3,000万円（借出）  
 ○基本財産 2,000万円（借出）
- 3 職員状況**  
 ○職員 6名、常任職員 5名、嘱託職員 1名、3名  
 ○役員 14名
- 4 主な事業**  
 (1) 公益目的事業  
 ○農地中間管理事業（農地確保推進）  
 ○担い手育成対策事業  
 ○種苗供給対策（県奨励品種）  
 ○リニア中央新幹線（JR東海）による農作物への影響調査  
 ○山梨県植物防疫協会事務局長の業務受託
- 5 財務状況**  
 (1) 収支の状況（18年度）  
 ・ 経常収支差額 28,167万円  
 ・ 当期収支差額 -1,219万円  
 (2) 累積剰余金（18年度）  
 ・ 前期繰り越剰余金 146,063万円  
 ・ 当期繰り越剰余金 28,524万円  
 ・ 期末繰り越剰余金 174,587万円

#### II 経営の健全化に向けたこれまでの取り組み

- 1 経営の健全化に向けたこれまでの取り組み**  
 (1) 人事体制の構築  
 ・ フロント職員の員数増強（55名増）、管理職員の削減（10名削減）による定員削減  
 ・ 経営改善による収益性の向上  
 ・ 土地改良事業の積極的推進  
 ・ 農地中間管理機構の業務受託による農作物防疫協会業務の削減
- 2 課題**  
 (1) 農地中間管理事業等の事業拡大に伴う業務増大への対応  
 (2) 経営の健全化に向けた一層の収益確保への対応  
 (3) 長所保有農地の売却業務に係る借入金への計画的返済  
 (4) 収益事業の収益性の向上による借入金の早期回収

#### III 今後の方針

- 1 経営の健全化に向けた経営改善と業務の拡大**  
 ・ 専任職員等の知識の継承（7名一任制等の採用や業務継承の取組）  
 ・ 新たな収益事業の導入（農地団体の建設等の取組）  
 ・ 業務委託に必要となる人員の確保、組織体制等のあり方検討
- 2 長期保有農地の売却業務に係る借入金の計画的返済**  
 ・ 売却業務に係る借入金の返済計画の策定  
 ・ 返済計画の策定に必要となる資料の収集  
 ・ 返済計画の策定に必要となる資料の収集
- 3 収益事業の収益性の向上による借入金の早期回収**  
 ・ 収益事業の収益性の向上による借入金の早期回収

（出典：（公財）山梨県農業振興公社改革プランより抜粋）

経営健全化に向けた課題として「経営の健全化に向けた一層の収益確保への対応」があげられている。公益目的事業は、財務要件により収支相償を義務づけられているため余剰を生むことはない。借入金の返済を継続していくためには、収益事業による利益の確保が課題となる。

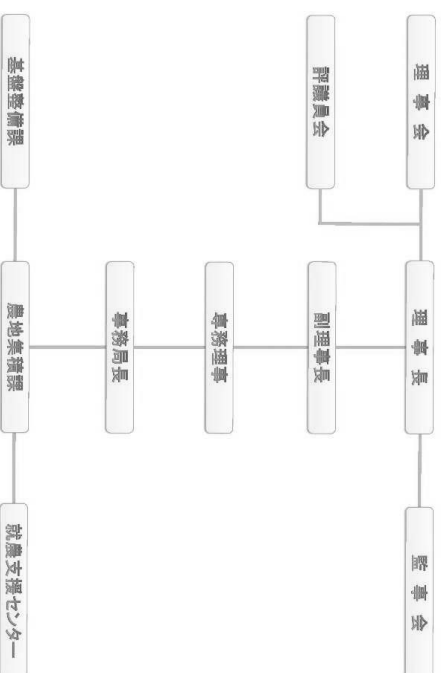


【組織】

令和3年度職員体制

役職	人数
常勤役員	2名
県派遣職員	2名
プロパー職員	3名
有期契約職員	11名
合計	18名

組織図



(出典：農業公社提供資料より抜粋)

【目的・役割】

農業公社の定款に定める目的は、下記の通りである。

第3条 (目的)

公社は、本県農業・農村の持続的発展のため、農業経営の基盤強化、農地の有効利用、将来を担う優れた農業者の確保育成、農産物のブランド化等による産地育成、その他地域農業構造の改善及び農業・農村の活性化、土地改良事業等の業務受託等の事業を行い、もって県土の利用と整備・保全並びに地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(出典：(公財)山梨県農業振興公社定款(抜粋))

【実施した監査手続】

- ・ 農業公社職員、県の職員に対する質問
- ・ 関係資料の閲覧
- ・ 使用しているシステムの確認

【指摘事項又は意見事項】

No70 【意見事項】農地中間管理事業の業務の効率化について (公益財団法人山梨県農業振興公社)

農地中間管理事業における事務精度の向上及び業務の効率化に向けてシステムの活用及び現状の業務の電子化を進めることを要望する。

【現状】

農業公社は、平成26年度から山梨県より農地中間管理機構として指定を受け、農地中間管理業務を行っている。農地中間管理機構は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第一号)により定められた機構であり、各都道府県に1つずつ存在している。その業務は、経営を縮小又はリタイアする農家から農地を借り受け、新規就農者や経営を拡大する農家などの担い手に転貸を行う業務である。農地によっては、複数の農地をまとめてより大きな農地に整備し、貸し出しを行っている。

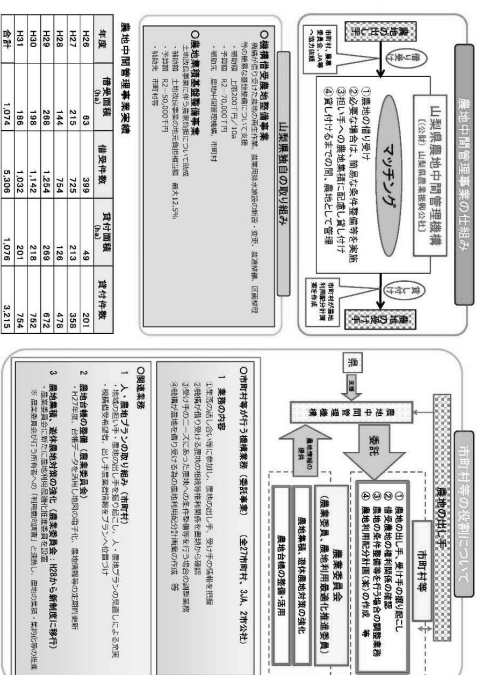


表)

(令和2年11月 (公財)山梨県農業振興公社改革プランの実施状況(別紙)より抜

農業公社が行っている業務は、上図の「ワッチング」にあるように、貸し手の農家との賃借契約を結び、借り手の農家と賃借契約を結ぶことが主である。

各市町村、ＪＡ等からの「農地利用集積計画」の提出を受け書類の内容を確認した上で各農業委員会へ提出し、公告手続きを経て農地の借入を行う。借り受けた農地の貸し出しについて、「農用地利用配分計画」を県へ提出して貸付について認可を得る。農業公社は、農地の借り手には賃料の請求、貸し手には、賃料の支払いを行う。

各農家との窓口業務は、市町村、ＪＡ等に業務委託を行っている。上図右側に記載がある通り、各市町村、ＪＡ等は地元の農家の借り手や貸し手の情報収集や「農地利用集積計画」、「農用地利用配分計画」といった書類作成、添付資料の確認を行う。

令和２年度までに累計で1,283haの借入を行い、1,300haの貸付を行っている。件数では、令和２年度までの累計で約6,400件の借入と約4,000件の貸付実績となる。賃料の請求、支払いといった出納事務及び台帳管理業務は累計で、10,000件を超過している。近年では、毎年1,000件程度の借入と800件程度の貸付があり、毎年多数の契約手続がある他、既存の契約においても賃借人の変更や解約などの契約管理業務が発生することから、事業の拡大に合わせて事務処理量も年々増大している。

往査時点において農業公社の農地中間管理事業にあたるプロパー職員は3名であり、内訳は2名が専属、1名が他の業務と兼務で当たっている。専属のプロパー職員は、毎月数十時間の残業を行っている。「農地利用集積計画」の確認は、土地の所有権について登記や戸籍を見ながら確認する業務が主であり、相続や土地の取扱いについて専門的な知識を要することが多く、情報の収集、検索に時間がかかる業務となっている。

また、令和２年度に、賃料の支払いについて大規模な事務処理の誤りが発覚している。

山梨県農業振興公社は28日、農地中間管理事業で農地を借り受け783人・団体の地権者に支払った賃料に、合計約2700万円の過不足があったと発表した。振込先などを管理する表計算ソフトで事務処理を誤ったことが要因。公社は不足分は追加して支払い、過払い分は地権者に返還を求める。

公社によると、25日に783人・団体に合計約2550万円の賃料を振り込んだ。420人・団体に対して合計1363万円の支払額の不足があり、363人・団体には1307万円の過払いが発生していた。地権者が同日、自治体を通して「金額が少ない」と問い合わせたことで、ミスが発覚した。

担当職員1人が、地権者ごとに振込先などをリスト化した表計算ソフトを使い、金融機関用の振込先データを作成。金額などを並び替える際に処理を誤った。別の職員が正しい金額を入力したかを確認した際、比較対照に使っていた紙データも誤ったものだった。

今後、対象者に文書を送り、詳しい経緯を説明する。支払額の不足は30日に振り込む予定。過払いについては年明け後、地権者を訪問し、返還や来年以降の賃料との相殺などを求めていく。農地中間管理事業は農家から農地を借り受け、新規就農者らに転貸しする事業で、公社が運営している。賃料は毎年1回、年末に振り込んでいる。公社は28日に記者会見を開き、相川勝六理事長は「地権者に迷惑を掛けるとともに、信頼を裏切る結果となった。深くおわび申し上げます」と謝罪した。

(出典：令和２年12月29日山梨日日新聞 抜粋)

令和２年度までの業務フローを確認したところ、台帳の管理から支払い、入金管理といった一連の業務についてエクセルシートを手作業で更新することで行っており、契約件数から想定すると新聞記事にある誤りも起こるべくして起こったという印象である。

農業公社では、業務の効率化に向けて令和２年度より「農地中間管理業務システム」(以下、「管理システム」という。)を導入し、既存データの移行を進めた。令和３年度は、データの入力マニユアルを整備し、データ移行完了後から委託先で入力を開始することとしていた。「管理システム」により、委託先の各市町村での台帳の閲覧、入力、台帳の情報を利用した「農地利用集積計画」の作成、請求書の自動作成、支払用の銀行データの作成等が可能となり、手作業による業務が大幅に減少し、事務処理ミスの再発防止が図られる

とともに、業務の品質の向上及び業務時間の短縮が可能となる予定であるが、往査を実施した令和3年8月時点においては、試用段階であった。

#### 【問題点及び改善策】

令和2年12月に発覚した賃料の過不足の問題は、農地中間管理事業に関する一連の業務が、手作業を中心として属人的に行われたことが原因である。年間の処理件数が1,000件近くあり、累計で10,000件を超える出納業務及び台帳管理業務について、エクセルシートによる手作業では、品質の管理は難しい。この点、管理システムはコストがかかるものの契約件数からすれば必要不可欠なインフラであり、積極的な活用を要望する。管理システムに備わっている機能を見る限り、エクセルシートで行っていた業務のほとんどを自動化できると思われる。管理システムの機能を十分に活用すること、場合によっては管理システムに合わせこれまでの業務の方法を変更し業務の効率化を進めることを期待する。

管理システムの導入で台帳管理や出納業務は自動化が進むが、「農地利用集積計画」の確認及び農業委員会、県への提出資料は依然として紙面による手続きである。今後さらに件数が増加していくことを考えると確認作業の自動化や紙面のデータ化を進めていくべきである。特に農業公社が農業委員会に提出する「農地利用集積計画」については、内容の確認のために全部事項証明や場合によっては戸籍等の添付書類がある。農業公社は、業務委託先である市町村等が作成した「農地利用集積計画」と添付書類を照合して確認を行うが、書類の不備や記載の誤りにより差し戻したり、修正を行ったりしている。

管理システムの導入により、市町村等が管理システムに入力したデータに基づき「農地利用集積計画」が作成されるようになることから、紙面による提出を受けなくても管理システムのデータにより「農地利用集積計画」の内容を確認できるようになる。各市町村等と農業公社の間の添付書類をPDF等の電子媒体に変更することで一切の紙のやり取りを省略しての随時確認が可能になる。これにより、修正に要する時間を削減でき、農家が押印したあとに「農地利用集積計画」を手書きで修正するといった手間を削減できる。さらには、現在紙面で保管している添付書類を印刷することなくデータのまま保管することが可能となる。「農地利用集積計画」は契約行為として貸し手からは、紙面に印鑑証明付の印鑑の押印を行う書類なので完全な電子化は難しいが、今後の電子署名等の進展とともに電子化に向けて検討をしていただきたい。

これまで行ってきた業務を管理システムに置き換えるのではなく、管理システムがあることを前提に業務の流れを見直し、農業公社のみならず、業務委託先の市町村や農業委員会、県も含めてコストの削減に努めることを要望する。

紙面でのやり取りに馴れてしまっているせいか、現場でのヒアリングの際には、電子化に対して消極的な意見もあったが、山梨県より経営健全化法人として位置づけられている法人であり、現状の打破のためには、思い切った業務の効率化が必要なることを念頭に改革に取り組まれることを要望する。

### 3.6.3.公益財団法人山梨県子牛育成協会

#### 【概要】

公益財団法人山梨県子牛育成協会（以下、「子牛育成協会」という）は、山梨県内畜産農家の経営の安定に寄与し、山梨県の畜産振興を図るとともに、畜産や牧場景観を広く一般県民に理解してもらうため、県立八ヶ岳牧場及びまきば公園の指定管理者として主として以下の事業を行っている法人である。

- 1) 八ヶ岳牧場管理受託業務
- ① 県有肉用繁殖牛の飼養、生産子牛の育成および売却業務
- ② 農家家畜受託業務
- ③ 牧草地等の維持管理業務
- ④ 農家への巡回調査指導業務
- ⑤ 受精卵移植普及定着化業務
- ⑥ 家畜糞尿堆肥処理業務
- 2) まきば公園管理受託業務
- ① 県有めん羊増殖業務
- ② 畜産イベントの開催業務
- 3) 死亡牛焼却委託業務  
（出典：子牛育成協会令和2年度事業報告書から抜粋）

沿革

昭和51年 財団法人子牛育成協会設立

昭和52年 八ヶ岳牧場の管理業務の一部を県から受託

昭和60年 「県営八ヶ岳牧場」を「県立八ヶ岳牧場」に改称し、牧場管理業務を県から全面受託

平成5年 県立まきば公園の管理業務を県から受託

平成6年 まきば公園開園

平成18年 県立八ヶ岳牧場、県立まきば公園に指定管理者制度が導入され、

両施設の指定管理者に指定される

平成21年 県立まきば公園の第二期指定管理者に指定される

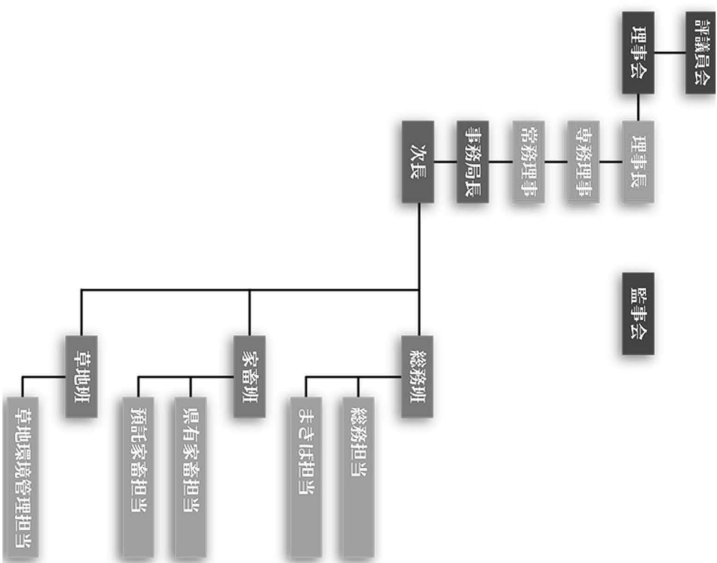
平成23年 公益財団法人として認定される「公益財団法人 山梨県子牛育成協会」

平成23年 県立八ヶ岳牧場の第二期指定管理者に指定される

平成26年 県立まきば公園第三期指定管理者に指定される

平成 28 年 県立八ヶ岳牧場の第三期指定管理者に指定される  
平成 31 年 県立まきば公園第四期指定管理者に指定される

【組織】



(出典：山梨県立八ヶ岳牧場 HP より抜粋)

【目的・役割】

山梨県の子牛の生産、育成を振興し、県内で子牛を確保し、もって畜産の安定的な発展に寄与することを目的としている。

【実施した監査手続】

- ・ 職員に対する質問
- ・ 関係資料の閲覧

【指摘事項又は意見事項】

No71 【指摘事項】 公有財産台帳への登録について (公益財団法人山梨県子牛育成協会・農政部畜産課)

県立八ヶ岳牧場の管理に関する基本協定書に、子牛育成協会の費用と責任で行っている施設等の修繕等については県の資産であることが、明示されているにも関わらず、帳簿上子牛育成協会の資産として計上がなされている。一方で、山梨県の公有財産台帳への登録が漏れている。公有財産の現況を適切に表示しているとはいえず、適切な事務処理の執行をされたい。

【現状】

子牛育成協会は八ヶ岳牧場の指定管理者として管理運営を行っている。管理運営については基本協定書により定められている。施設等の修繕等に関しては山梨県立八ヶ岳牧場の管理に関する基本協定書に以下のように定められている。

(施設等の修繕等)

第 17 条 施設等の修繕、改修、改築、増築又は新築については、原則として、甲がその必要性を判断し、甲の費用と責任において実施するものとする。ただし、1 件につき 60 万円(消費税及び地方消費税含む)未満の修繕については、乙が乙の費用と責任において実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙が協定書に定められた管理を怠ったことにより施設等を毀損し、又は滅失した場合は、乙は、その負担においてこれを修理し、又はその損害を弁償しなければならない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、乙は、管理業務を実施するに当たり、あらかじめ甲の承認を受けて、乙の費用と責任において施設等の修繕、改修、改築、増築又は新築を実施することができる。この場合、乙は当該部分について、将来にわたり、何らの権利も主張しないものとする。

4 第 1 項の規定において乙が修繕を実施した場合、乙は、指定の期間終了時に乙の固定資産から除却するとともに、将来にわたり、修繕箇所に対して何らの権利も主張できないものとする。

(出典：山梨県立八ヶ岳牧場の管理に関する基本協定抜粋 アンダーラインは監査人が加筆)

このように施設等の修繕等については原則としては山梨県が必要性を判断して、山梨県の費用と責任において実施するものとしている。子牛育成協会があらかじめ山梨県の承認を

受けて子牛育成協会において施設等の修繕等を実施することもできるが、その場合には当該部分について、将来にわたり、何らの権利も主張できないとなっている。

子牛育成協会では自己の費用と責任において、令和2年度にパソンクリーナーの取替工事を行っており、山梨県からは以下の通知を受領している。

令和2年8月25日付け山牛協第8-12号で提出のあったことについては、依存ありません。

なお、「山梨県立八ヶ岳牧場の管理に関する基本協定」の第17条第3項の規定により、工事箇所の権利は県に帰属します。

(出典：音第1403号 令和2年8月25日 山梨県立八ヶ岳牧場の管理に関する工事の承認について(回答)抜粋)

当該取替工事について、子牛育成協会においては固定資産として計上し、固定資産台帳への反映も行われている。一方で山梨県の公有財産台帳または備品原簿にはその搭載が行われていなかった。

#### 【問題点および改善策】

山梨県立八ヶ岳牧場の管理に関する基本協定第17条第3項は子牛育成協会の費用と責任において施設等の修繕等を行った場合の財産の帰属に関する規定であり、子牛育成協会は財産を放棄し、一方で山梨県が財産を取得するものである。

子牛育成協会が行ったパソンクリーナー取替工事に関して当てはめれば、子牛育成協会は当該取替工事に関する財産を放棄し、山梨県が当該取替工事の財産を取得しているものである。したがって、本来であれば山梨県の公有財産台帳または備品原簿への搭載が行われるべきであり、また、子牛育成協会の資産に計上されるべきではないこととなる。なお、この場合子牛育成協会においては、公共的施設の設置又は改良のために支出する費用として税務上の繰延資産として計上することと考えると考えられる。

これに関して、県としては「パソンクリーナーは、昭和62年に牛舎建設時に附属設備として建物と一体的に整備しているため、台帳などに搭載されない。(H15.4.1総務部長通知「公有財産台帳の整備について」2-(2)-①-(オ)）」と、搭載されない理由を主張されるが、パソンクリーナーについては、独立した機械であり、建物と一体的に整備しているからといって、「公有財産台帳の整備について(通知)2-(2)-①-(オ)に当たるものではない」と考えられる。パソンクリーナーは工作物ではない。

建物と一体的に整備されている場合でも、「公有財産の変動を公有財産台帳に記載する場合には、事由ごとにそれぞれ総額によって計上するもの(同通知1-(3)-①)」とされ、公有財産についての戸籍簿というべき公有財産台帳には、「個々の公有財産が県の所有に帰してから、それが、県の所有から離れるまでの間における当該公有財産の取得、管理運用、維

持保存及び処分経緯の記録を正確に公有財産台帳に明示する必要」があるとされている(同通知1-(2))にも関わらず、されていないこととなる。

ヒアリングによれば当該取替工事以外の施設等の修繕等についても同じような事例があることである。

基本協定書に基づいて、子牛育成協会および山梨県において適正な財産状態を表示するよう、適切な事務処理の執行をされたい。

#### 2 公有財産台帳登録基準

- (1) 公有財産台帳には、土地、建物、工作物、立木、樹木、船舶、航空機、地上権等、特許権等、有価証券等があるが、この通知においては土地、建物、工作物、樹木について基準を設けるものとする。
- (2) 建物、工作物、樹木の取扱いは次のとおりとする。

□□①建物

□□②建物

□□③建物

□□④建物

□□⑤建物

□□⑥建物

□□⑦建物

□□⑧建物

□□⑨建物

□□⑩建物

□□⑪建物

□□⑫建物

□□⑬建物

□□⑭建物

□□⑮建物

□□⑯建物

□□⑰建物

□□⑱建物

□□⑲建物

□□⑳建物

□□㉑建物

□□㉒建物

□□㉓建物

□□㉔建物

□□㉕建物

□□㉖建物

□□㉗建物

□□㉘建物

□□㉙建物

□□㉚建物

□□㉛建物

□□㉜建物

□□㉝建物

□□㉞建物

□□㉟建物

□□㊱建物

□□㊲建物

□□㊳建物

□□㊴建物

□□㊵建物

□□㊶建物

□□㊷建物

(出典：公有財産台帳の整備について(通知)2-(2)-①-(オ) H15.4.1総務部長通知)

#### No72 【意見事項】インターネットバンキングの管理について(公益財団法人山梨県子牛育成協会)

インターネットバンキングの処理に関して同一の担当者が担当者および管理者/パスワードの管理を行っており、実質的に一人の判断で送金処理を行うことができるような体制になっている。内部統制上のリスクがあることから実施者と承認者とを明確に区分しそのリスクを軽減することを要望する。

#### 【現状】

当協会の経理事務、会計記帳及び支払い振込等に関して、長く勤務している職員が中心となって行っている。事務能力の高い方が、パソコンを駆使した経理事務や会計知識を必要とした会計記帳及び支払い振込等を行うことで効率的で正確に事務処理が可能となる。

一方で、処理の要所要所において複数人による内部けん制を働かせることが不正・事故等が発生しないためには、重要となる。

例えば、給与の振り込みに関して、現状、当該担当者が給与ソフトのデータ入力を行い、そのデータを「給与勘定支給控除一覧表」として打ち出したものを添付して「支払い回し」を専務に申請する。専務の承認を得た後、銀行のオンラインサービスに「給与費与振込メニュー」から「給与振込データ新規作成」によりデータ作成し、「振込内容一覧」を確認することで、振込に必要なパスワードがメールにより専務に届くこととなっている。本来、専務が「振込内容一覧」で内容が間違いないことを確認した上で、そのパスワードを専務が入力して振込処理を行うこととなっているが、専務は届いたメールアドレスを、担当者に口頭で教え担当者が振込処理をしている。

【問題点及び改善策】

最終的な確認と振込処理を管理者である専務が行っていないことが問題である。協会の現状の処理は、最終的に「振込内容一覧」の確認が形式的なものになっていること、あわせて担当者が包括的に会計・財務の事務を行っていることを鑑みると、「振込内容一覧」の最終確認及び振込処理に関して管理者である専務が処理することを要望する。

3.6.4.公益財団法人山梨県馬事振興センター

【概要】

(所在地) 北杜市小淵沢町 10060-3

(設立) 設立年月日 昭和 57 年 6 月 17 日

「かいじ国体」(昭和 61 年 10 月)で整備した馬術競技用施設を管理運営し、これを有効活用して事業を実施する法人として、県、小淵沢町(現 北杜市)、馬術連盟の出捐により設立。

出 捐 者	出 捐 金
山梨県	4 0 0 千円
北杜市	4 0 0 千円
県馬術連盟	2 0 0 千円
計	1, 0 0 0 千円

(事業内容)

馬事技術普及奨励事業

… 選手強化 (施設開放及び技術指導)

各種馬術大会の主催及び開催支援

(H30 年度 24 大会、R1 年度 27 大会、R2 年度 17 大会)

合宿・訓練の受入れ

(乗馬クラブや大学等の合宿・訓練受入れ)

指導者養成等講習会

調教により優良乗用馬を育成し希望者

向けに販売

馬の放牧育成を実施し草地の有効利用

具有馬の飼育管理

競技馬の管理調教の請負

堆肥の販売 等

…

…

…

…

…

…

…

…

…

…

…

…

…

優良乗用馬育成供給事業

受託事業

その他

## 直近3か年の比較貸借対照表

(単位：千円)

科目	H30年度	R1年度	R2年度
流動資産	50,096	28,277	6,443
現預金	45,367	24,000	3,685
未収金	4,235	3,671	2,356
その他	494	607	402
固定資産	585,048	575,249	558,925
基本財産	1,000	1,000	1,000
特定資産	539,829	532,046	516,038
退職給付引当預金	744	1,073	1,073
資産取得資金	1,719	1,081	1,719
修繕引当資産		20,000	29,873
建物及び構築物	533,218	509,055	485,083
その他	4,148	837	9
その他固定資産	44,219	42,203	41,887
建物及び構築物	43,442	40,801	39,267
その他	777	1,402	2,620
資産合計	635,144	603,526	565,368
流動負債	4,899	4,997	6,386
未払金	2,250	2,011	2,599
未払消費税	1,355	1,359	1,252
預り金	556	363	454
賞与引当金	737	1,265	1,589
その他			492
固定負債	744	1,073	1,486
退職給付引当金	744	1,073	1,486
負債合計	5,643	6,070	7,872
指定正味財産	538,366	510,892	486,091
一般正味財産	91,135	86,563	71,405
正味財産合計	629,501	597,456	557,496
負債及び正味財産合計	635,144	603,526	565,368

(出典：馬事振興センター内部管理資料より監査人作成)

## 直近3か年の比較正味財産増減計算書

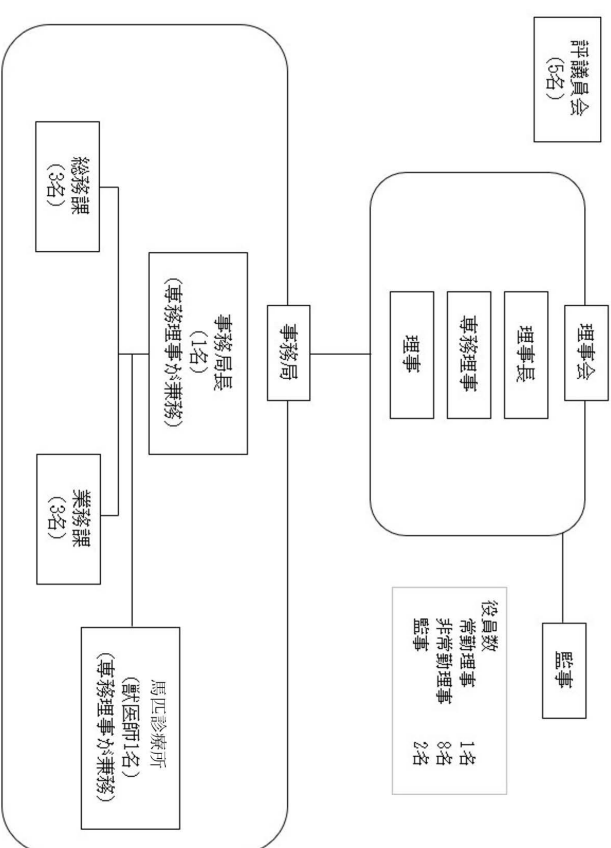
(単位：千円)

科目	H30年度	R1年度	R2年度
一般正味財産増減の部			
経常増減の部			
経常収益	99,537	89,068	83,453
事業収益	64,851	57,581	52,542
受取補助金等	30,222	27,474	24,801
雑収益	4,464	4,013	6,109
経常費用	97,060	93,569	98,540
事業費	95,091	91,682	94,840
管理費	1,969	1,887	3,700
当期経常増減額	2,477	△4,501	△15,088
経常外増減の部			
経常外収益	200		
経常外費用			
当期経常外増減額	200		
税引前当期一般正味財産増減額	2,677	△4,501	△15,088
法人税等	71	71	71
当期一般正味財産増減額	2,606	△4,572	△15,159
指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額	△30,322	△27,474	△24,801
当期指定正味財産増減額	△30,322	△27,474	△24,801

(出典：馬事振興センター内部管理資料より監査人作成)

【組織】

(令和3年8月現在)



(出典：会社から提供された資料を監査人一部加工)

総務課：	予算の執行に関すること 職員の給与、福利厚生に関すること 使用料の徴収に関すること 評議員会、理事会に関すること など
業務課：	競技場の維持管理に関すること 県有馬の預託管理に関すること 車両の維持管理に関すること など
馬匹診療所：	馬の子防接種、診療等に関すること 馬の健康管理等に関すること

【目的・役割】

(目的)

馬術競技の普及奨励と優良乗用馬の育成供給等を行い、もって畜産の振興に寄与すること

(役割)

国体終了後も県の馬事振興を図る拠点とし、各種大会の開催、研修会開催等により馬術普及に貢献する。

【実施した監査手続】

- ・関係者への質問の実施
- ・関連する資料の入手・閲覧
- ・現物の実査及び管理状況の確認

【指摘事項又は意見事項】

№73 【意見事項】施設使用券の取扱について（公益財団法人山梨県馬事振興センター）

10枚綴りの施設使用券について、一般に公表されておらず使用者が事実上限定されていること、使用期限の定めがないこと、また1枚当たり1,000円で1日中センターの施設を利用できる（券面に詳細の取扱規定の記載がない）点を考慮すると割安であると考えられるため、公平性の点から疑義がある。当該使用券の今後の取り扱いについて、検討されることを要望する。

【現状】

法人は、「山梨県馬術競技場使用券」の名称で、1枚1,000円の券面の使用券を10枚綴りで1冊として販売を行っている。なお、直前事業年度の販売実績及び使用実績は以下の通りである。

事業年度	販売枚数	使用枚数
R2.4.1～R3.3.31	1,000枚	73枚

(総務課作成の管理シートより監査人集計)

冊子の裏面には、『本券は1枚につき1人1日限り有効』、『使用中は必ず保持していること』などが記載されているのみであり、その他具体的な取り扱い事項（使用期限等）については特に記載されていない。

現状では、当該利用券は対外的に公表されてはおらず、事実上使用者は限られた者となっている。



【問題点及び改善策】

現状の使用券取扱いについて問題点を挙げると以下の事項が考えられる。

- ①施設利用券の販売について広く公表されておらず、また明文化された詳細の取り扱いルール（使用期限や返金の可否など）がないこと。
  - ②①の通り、広く公表されていないことから、使用者が事実上限定されてしまっており、公益性のある施設として公平性の点から望ましくなくこと
  - ③センターのホームページ等で公表されている料金表を勘案すると、単純比較できないものの比較的に割安であると考えられ、同じく公平性の点から望ましくなくこと
- なお、当該利用券については、馬場馬術競技場やクロスカントリーコースなど屋外施設を使用できるものである。なお、施設利用に係る、同社ホームページ上で公表されている一般料金は以下の通りである。

目的	施設・規模	一般料金	学生団体料金	摘要
競技者使用	競技場全面	300,000円	200,000円	馬場4面、覆馬場、平地走行路、野外障害コース
	障害馬場（練習場含む）	100,000円	70,000円	障害本馬場、回馬場（いずれかのみの場合には半額）
	馬場馬術馬場（練習場含む）	100,000円	70,000円	馬場馬術馬場、回馬場（いずれかのみの場合には半額）
	平地走行路、野外騎乗コース	100,000円	70,000円	平地走行路、野外騎乗・クロスカントリーコース（いずれかの場合には半額）
	馬房使用	1,500円（新厩舎） 1,000円（旧厩舎）	1,000円（新厩舎） 500円（旧厩舎）	1馬房当り
	ホースドレージャー一棟使用料	2,000円（11月～3月） 2,500円（*）	1,500円（11月～3月） 2,000円（*）	1日当り *11月～3月の間、廻り費として500円加算させていただきます。
強化訓練使用	参加馬 20頭以下	50,000円	25,000円	一部重複使用の場合あり
	" 21～40頭	80,000円	40,000円	一部重複使用の場合あり
	" 41～60頭	100,000円	70,000円	一部重複使用の場合あり
	障害馬場等施設	30,000円	15,000円	一部重複使用の場合あり
	馬房使用	1,500円（新厩舎） 1,000円（旧厩舎）	1,000円（新厩舎） 500円（旧厩舎）	1馬房当り
	ホースドレージャー一棟使用料	2,000円（11月～3月） 2,500円（*）	1,500円（11月～3月） 2,000円（*）	1日当り *11月～3月の間、廻り費として500円加算させていただきます。

（出典：公益財団法人山梨県馬事振興センター ホームページ）

上記の問題点から生じる疑念としては、意図しているかどうかに関わらず、特定の関係者に安価な料金で施設を利用させている、すなわち特定の関係者に利益供与をしているとの外観を与えてしまうことである。そのため、以下の対応を要望する。

- ①施設使用券をホームページなどで公表し、広く一般向けに販売するようにすること
- ②施設使用券の詳細な取り扱いルール（使用期限や返金条項、譲渡の可否など）を定め、詳細に明文化するとともに、公表すること
- ③ホームページ等で公表されている通常料金との大きな乖離が認められる場合は、つじつまを合わせ、使用券の価格改定の要否検討を行うこと
- ④上記の施策を検討しても、公平性が十分に担保できない場合は、使用券の販売及び使用の中止も視野に検討すること

**№74 【意見事項】 備品管理の適正化について（公益財団法人山梨県馬事振興センター）**

**備品の管理状況の把握、使用可能性の確認及び実在性担保の観点から適切な管理手順を設け、当該手順をルール化し運用されるようにする必要がある。**

【現状】

現状、備品の現物の管理ルールが整備されていない。

【問題点及び改善策】

明確な備品の管理ルールがない場合、例えば以下の問題点がある。

- ・現在所有している備品の種類、個数、使用状況（故障中で使用できない、ただ単に遊休であるなど）を適切に把握できていない場合、必要な時に使用できないなど業務に支障をきたす場合があり、また、保有数等を把握できていなければ二重に購入してしまうなど無駄な費用を支払うこともあり得る。

- ・仮に盗難や紛失等があってもその発生に気づかず、損害の回復の機会を逸することも考えられる。

このように、備品の管理状況の把握、使用可能性の確認及び実在性担保の観点から、例えば以下のような管理手順を設け、適切にルール化し運用されるようにする必要がある。

- ・備品台帳の整備

備品台帳には、管理番号、物品名、取得日、種別、保管場所、利用状況等を記載する必要があるが、既存の管理資料、例えば固定資産償却台帳などを備品台帳として使用することも考えられる。

- ・備品シールの添付による現物の特定
- 備品台帳と現物を紐づけ管理できるように、管理番号、備品名、保管場所等を印字した備品シールを作成・添付する。
- ・定期的な現物確認

定期的（例えば年1回）に現物確認を行い、現物はあるか、使用しているか（遊休となっているか）、使用不能となっていないかを確認し、その結果を適切な管理責任者へ報告するようにする。

仮に、現物がない、使用しておらず遊休状態となっている、故障等により使用不可能であるなどが判明した場合、固定資産の除却処理や減損損失の計上など所定の決算処理が必要となり、適切な財務報告のために必要であることは当然として、資産横領等の不正行為への牽制機能も期待できる。

#### No75 【意見事項】長期滞留未収金について（公益財団法人 山梨県馬事振興センター）

**未収金に、1年超回収が滞っている債権がある。資金回収に向けて所定の手続きを実施することと、回収不能であれば原則として不能欠損等の処理をするよう要望する。**

##### 【現状】

未収金に、1者A事業者に対して1年超未回収となっている債権359,038円がある。

##### 【問題点及び改善策】

令和元年度（H31.4～R2.3）分馬運車維持管理費負担金として、令和2年3月

31日付で359,038円の請求書を相手先に交付しているが、1年超に亘って未回収となっている。

早急に債権回収の措置を検討実行すべきである。先方の支払意思の有無、資産状況による回収可能性等によっては、必要な決算処理、すなわち不能欠損の処理が必要になるものと思料する。

#### No76 【指摘事項】固定資産計上について（公益財団法人山梨県馬事振興センター）

**資本的支出として固定資産計上すべきものが、修繕費として費用処理されている。適正に処理されたい**

##### 【現状】

風舎への供給用井戸ポンプは導入後20年以上経過し経年劣化が著しいため、ポンプの交換工事を1,125,850円（税込）で実施したが、全額修繕費として一括費用処理している。

##### 【問題点及び改善策】

固定資産に計上される資本的支出とは、その有する固定資産について支出する金額のうちその固定資産の使用可能期間を延長させ、又はその価値を増加させる部分の金額をいい（法人税法施行令132条）、他方で修繕費とは、通常の維持管理費用又は毀損した固定資産の原状回復費用等をいうとされている。

このケースでは、井戸の主要部品であるポンプ本体を新品に交換工しており明らかに使用可能期間が延長しており、かつ井戸設備の価値が増加していること、さらに工事代金が1,125,850円と高額であることから、修繕費ではなく資本的支出として固定資産計上すべきである。

見積書等から工事内容を確認し、修繕費等として一括費用処理するのか、固定資産として資産計上すべきかの精査が必要である。

3.6.5.株式会社山梨食肉流通センター

【概要】

所管部署 農政部畜産課

所在地 笛吹市石和町唐柏 1028 番地

設立 平成 3 年 8 月 26 日

資本金 420,000 千円

出資者等

出資者名等	出資額	出資比率
山梨県	150,000 千円	35.7%
独立行政法人農業産業振興機構	120,000 千円	28.6%
全国農業協同組合連合会	75,000 千円	17.9%
食肉業界	75,000 千円	17.9%

主要な事業：

家畜のと畜・解体、食肉の処理・加工・販売及び食肉卸売市場（山梨食肉地方卸売市場）の開設

設立経緯：

前身である株式会社食肉公社が平成 2 年に起こした経理課長による多額の横領（8 億 32 百万円）により発生した負債を整理するために、平成 3 年に同社から集荷、と畜、市場運営の機能を引き継いで設立されたのが当社である。

平成 20 年に株式会社食肉公社が清算した際、残る借入 1.55 億円を借り換えにより引き継いでおり、この借入は平成 30 年 3 月までに完済している。

前身の株式会社食肉公社時代から数えるとおよそ 30 年をかけた経営努力により、過去の多額の横領による負債を返済してきたことになる。

とはいえ、いまだに 2 億円を超える繰越欠損が残る状況であり、豚熱の影響等により業績が大きく左右され、設備の老朽化にともなう修繕費用もかさんでくることが懸念事項である。

表 27 山梨食肉流通センター 業績（収支状況）及び補助金の推移

（単位：千円）

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
営業収益	2,104,079	2,167,087	2,181,346
売上高	2,104,079	2,167,087	2,181,346
受託事業収入	2,135	848	859
自主事業収入	2,101,944	2,166,239	2,180,487
営業外収入	8,736	6,923	8,973
運用益収入	780	698	964
その他の収入	7,956	6,225	8,009
経常収入 計	2,112,815	2,174,010	2,190,319
営業費用	2,098,245	2,198,118	2,179,065
売上原価	1,611,090	1,726,237	1,702,732
販売費及び一般管理費	487,155	471,881	476,333
人件費	214,696	208,353	203,154
その他の費用	272,459	263,528	273,179
営業外費用	263	307	314
経常支出 計	2,098,508	2,198,425	2,179,379
経常利益（損失）	14,307	△ 24,415	10,940
経常外収入（特別利益）	74,496	107,063	51,650
経常外支出（特別損失）	72,250	105,090	50,698
法人税等	4,145	536	3,769
当期純利益（損失）	12,408	△ 22,978	8,123
前期繰越利益（損失）	△ 262,770	△ 250,362	△ 273,340
当期末処分利益（損失）	△ 250,362	△ 273,340	△ 265,217
次期繰越利益（損失）	△ 250,362	△ 273,340	△ 265,217

表 28 湖山梨食肉流通センター 平成 28 年度～令和 2 年度までの受入補助金一覧表

実施年度	事業名称	対象設備	交付主体	交付金額(税抜)
H28年度	平成28年度山梨食肉流通センター施設整備関係補助金	工場棟 屋根防水工事	山梨県	25,860,000
H28年度	平成28年度山梨食肉流通センター施設整備関係補助金	自動車両消毒装置	山梨県	5,150,000
H28年度	平成28年度食肉卸売市場強化事業	情報発信プログラム及びサーバー	公益社団法人 日本食肉市場卸売協会	7,275,000
H29年度	事業実績報告書(品質管理の高度化)	セリ場 エアコン整備	公益社団法人 日本食肉市場卸売協会	2,830,000
H30年度	平成30年度山梨食肉流通センター施設整備関係補助金	軌条レベル設置工事	山梨県	54,400,000
H30年度	平成30年度山梨食肉流通センター施設整備関係補助金	軌条レベル設置工事	独立行政法人 農畜産業振興機構	13,600,000
H30年度	事業実績報告書(品質管理の高度化)	無線抗菌性ホルムシウム設置	公益社団法人 日本食肉市場卸売協会	4,250,000
R1元年度	令和元年度山梨食肉流通センター施設整備関係補助金	軌条レベル設置工事	山梨県	39,040,000
R1元年度	令和元年度山梨食肉流通センター施設整備関係補助金	軌条レベル設置工事	独立行政法人 農畜産業振興機構	9,760,000
R1元年度	令和元年度山梨県自衛防衛強化総合対策事業	車両消毒用 電動動機設置	山梨県	640,000
R1元年度	令和2年度山梨食肉流通センター施設整備関係補助金	冷蔵庫用 冷凍機入替	山梨県	55,650,000
R2年度	令和2年度山梨食肉流通センター施設整備関係補助金	冷蔵スライサー整備	山梨県	7,398,000
R2年度	令和2年度山梨食肉流通センター施設整備関係補助金	軌条レベル設置工事	山梨県	34,640,000
R2年度	令和2年度山梨食肉流通センター施設整備関係補助金	軌条レベル設置工事	独立行政法人 農畜産業振興機構	8,660,000

【組織】 (単位：人)

令和2年4月1日現在	計	プロパー職員	県職員兼務	県OB	その他
役員等					
理事(常勤)	1			1	
理事(非常勤)	8		3	1	4
監事(常勤)	0				
監事(非常勤)	3				3
評議員	0				
計	12	0	3	2	7
職員					
管理職	14	14			
一般職員	26	26			
臨時職員	1				1
非常勤職員	12				12
計	53	40	0	0	13

【目的・役割】

県内唯一の家畜の処理施設及び食肉流通の拠点として、県民に安全・安心な食肉を提供し、食肉地方卸売市場として、取引の適正化と生産・流通の円滑化に貢献するとともに、県産銘柄食肉の地産地消を推進する要の役割を果たしている。

【実施した監査手続】

法人概要、事業内容及び直近決算の概要につきヒアリングをし、必要に応じて過年度の決算書類他、関連する書類の通査を実施した。

監査の結果は下記のとおりである。

【指摘事項又は意見事項】

- 1 偽装問題に関連するカバダンスにかかるとの事項

No777 【指摘事項】在庫水増し問題（水増し額 34,633 千円）への対応について  
（株式会社山梨食肉流通センター）

甲州牛偽装問題に関する再発防止策と、平成30年3月期中に発覚した在庫水増し問題（水増し額 34,633 千円）につき内部委員会で提示された対応策について、社内内部統制を構築し、その具体的な実施過程のロードマップを作成した上、改善の進捗状況を県民に随時公表されたい。

【現状】

＜甲州牛偽装問題＞

令和3年3月、新型コロナウイルス対策として実施した甲州牛等販売促進緊急対策事業で、同センターから学校給食に提供した甲州牛に甲州牛以外の牛肉が混入した事案が発覚した。第三者委員会の設置により原因究明が行われ、センターでは再発防止策の公表をしている。

会社の公表した内容を要約すると下記となる。

【第三者委員会で判明した事実】

当事者A：上長より在庫管理に対して叱責等を受けており、賞味期限切れ回避のために、他の職員Bに分らないよう混入  
当事者B：Aの指示でスライスをを行うが、普段Aが行わないラベル剥がしに不信感を抱き上長に相談

【混入の事実】

内部調査結果（上記の学校給食の甲州牛偽装）以外の新たな混入の事実は確認できなかった。

【原因と対応策】

1 混入事案の要因	再発防止策
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 職員Aの遵法精神の欠如及び食の安全に対する意識の欠如</li> <li>■ 日常的な上長からの重圧</li> <li>■ 上長の管理職としての適性欠如</li> <li>■ マネジメントの欠如</li> </ul>	<p>1. 社員の資質向上、人材育成</p> <p>◇ 具体的な教育・研修の実施と、遵法精神に基づく組織を形成する。</p> <p>・ 食品安全関係法令（牛トレサ法等）に関する研修、社会人としての常識や倫理観、道徳観、ハラスメントに関する研修等の実施</p> <p>◇ 外部研修や資格取得奨励制度を設ける。</p> <p>2. 社員の処分</p>

■取締役の指導力不足

3. 取締役の機能発揮  
◇ 会社が生まれ変わるための経営大綱を策定する。  
◇ コンプライアンス担当常勤取締役を新たに選任する。

2. 混入事案の要因

■ 無計画な部分肉の買取慣行による職員への負担

再発防止策  
◇ 買取人からの買取量のコントロールに振り組む。（上限設定）  
◇ 賞味期限が近づいた部分肉の特別販売に取り組む（BtoC やキャンペーンを通じ廃棄せずに済む方法を検討）。

■ 二次加工（スライス等）の際の在庫管理の不徹底

◇ 二次加工品・半端品のバーコード管理を徹底する。  
◇ 担当者以外のチェック体制を導入する。  
◇ 在庫管理部門の独立により、監視を強化する。

■ 在庫管理にかかるとの責任の所在が曖昧な組織編成

◇ 透明性を確保する。  
◇ 定期的な社内巡回を行う。  
◇ 内部通報窓口を外部弁護士に委託するなど通報ルートの確保を検討する。

■ 適格者への通報制度の欠如

◇ 外部者による幹部職員の人事評価システムの導入や人事交流による緊張感の欠如

上記のうち、二次加工（スライス）業務についてはバーコード管理の徹底がいまだに図れていないため、業務自体を停止しているのが現在の状況である。

なお令和3年8月付にて関東農政局より、上記の混入事案が牛の個体識別番号の不適正表示として、牛トレサペリテイ法第15条第1項の規定に違反するものと勧告を受け、適切な措置を講じるよう処分が下されている。

＜期限切れ在庫水増し問題＞

上述の甲州牛偽装問題より以前の平成30年3月期中において、過去の賞味期限切れ在庫の水増し 34,633 千円が社内の在庫検査において発覚していた。

賞味期限切れで廃棄していた在庫を帳簿上計上（貸借対照表上「棚卸資産」として計上）し続ける粉飾が、複数年に渡って行われていた訳である。

この問題に関する顛末を要約すると下記となる。

なお、下記内容で判断する限り、当該事案は粉飾事案と呼ぶべきものと考えるが、センターの内部調査委員会では「在庫商品の齟齬」と表現している。

社内内部調査委員会が作成した「在庫商品の齟齬に伴う社内調査報告書」の要約

【判明した事実】

- ・平成 24 年度以降、事務処理ミスにより商品在庫が帳簿と実際で合わないことが度々発生。
- ・当初は報告をしていたが、平成 25 年度以降は報告もせず、賞味期限が過ぎた商品の無断廃棄や需要の少ない部位、消費期限の迫った商品の投げ売りを担当内で行っていた。
- ・これらの損失を隠すため、商品をひとくくりで管理するスライズ部門に商品を持ち、個別管理できないスライズ部門の中で損失を隠す操作を毎月の棚卸の度に繰り返すなど粉飾を行っていた。
- ・年度末のスライズ部門の商品在庫リストには、損失金額に見合う商品の架空在庫を計上し続けてきた。
- ・H29 年 5 月期の商品棚卸において、スライズ部門の在庫において、牛肉 25,780 千円、豚肉 8,853 千円の齟齬があることが確認された。
- ・架空在庫として計上していた損失額については、廃棄、投げ売り、事務処理ミス等によるもので、原因別、年度別等の損失額の内訳が分かる帳簿や記録がなく、関係職員の記憶も曖昧なため詳細は不明。

【原因と背景】

- ・業務の引継ぎが不十分、周りに開けなかったことや周りからの積極的なフォローも欠けていたこと。
- ・仕入販売担当の職員が入力担当に伝達しなかったり、仕入伝票を起こす前に販売したり、取引先同士の売買で伝票だけ当センターを通す取引等、仕入販売の事務が煩雑になっていたこと。
- ・国産パーツの仕入れ依頼を断れずに必要以上に仕入れを一つづけてしまったため常時過剰な在庫を抱えたこと。
- ・在庫管理もしつかりできておらず、賞味期限切れ等を大量に発生させてしまったこと。
- ・県産銘柄豚は季節の偏りが大きく、秋から冬は需要を超えた頭数出荷になりセンターで需要のない枝肉を買受け、需要のない部位は大幅に原価割れで販売していたこと。
- ・部内での報告、連絡、相談ができる雰囲気になかったことや担当者のモラルが欠如していたこと、事が大きくなり上司に報告相談するタイムリングを逸してしまったこと。
- ・上司が部下任せにして管理監督ができていなかったこと。
- ・買付販売の管理システムに欠陥があり、スライズ部門は商品をグループ（ひとくくり）で管理するため、パーツ毎の売買損益は分からない仕組みになっていたこと。
- ・在庫の数量と金額は担当者が手入力で操作できるシステムになっていたこと。

【再発防止対策】

- 1) 過剰な仕入れ防止
- 2) 県産銘柄の上場取引条件の変更
- 3) 事務処理ミスの防止
- 4) 在庫管理の徹底
- 5) 買付システム（バーコード管理）の導入
- 6) 社員教育による人材育成

【問題点及び改善策】

①当時の内部調査委員会において、要因として在庫管理の不徹底、過剰な買い付け、社内でのプレッシャー等の体制の不備が指摘されている。数年にわたり 3 千万円を超える在庫の粉飾決算が意図的にされていた社内の内部統制は決して十分機能しているとは言えない。それに続いて今般の甲州牛偽装問題が起きた事は、担当者一人の問題ではなく、会社のガバナンスに重大な欠陥があることの裏付けと言える。

今般の偽装問題に関する対応策と在庫水増し問題に関する対応策については、対応状況を随時積極的に開示していったいただきたい。

同社は県民の安心安全な食の根幹になる重要な組織であり、一層の透明性が求められる組織である。

特に重要なのは、バーコード管理などの内部統制の仕組みの整備もさることながら、県民の食生活を支える崇高な役割を担っているという使命感を持たせるべく、従業員への教育を徹底することにあると思われる。

もう一点は、取扱い頭数を増やし県内農家との取引を継続させる使命を考えると、過剰な在庫を抱えがちとなってきたことが問題である。

市場で取引されなかった商品を、県内の生産者から買い取り、センターが責任を負担して売りさばくという仲介機能の役割は理解できるが、無理な取引量が在庫の偽装という結果につながっている。往査時のヒアリングではこの体制に対する具体的な改善状況が確認できなかった。

②また、34,633 千円の過年度にわたる在庫水増しについては、平成 30 年 3 月期の時点でいつ減失された分からない過去の損失であり、更正の請求の期限を超えているものが含まれている。山梨税務署に対して上申書を提出し事態の説明をして税務署長の判断を仰ぐものの、現時点でその全額について、更正に至っておらず仮装経理に基づく過大申告にかかる税額の選付がなされていない。

結果的に 34,633 千円の在庫の損失にかかる分の所得を過大に申告し、対応する税額を取り戻せない状態となり、会社財産を毀損させている。

同社は独立した株式会社であるが、県の出資法人として 150,000 千円が出資され、県の施設整備補助金をはじめとして毎年のように数千円単位の補助金が投入されている。

これが継続して認められているのも、同社が公共性の高い業務を県民に代わって担っているからこそであり、法人の財産の保全は県民の財産の保全でもあることの自覚を要する。

③利潤追求を使命とする株式会社であることが、損失の隠蔽や投げ売り、上司のプレッシャーを受ける企業体質といった点に繋がっており、市場開設者として市場安定機能を果たそうとする役割との間で、軋轢を広げていった可能性も否定できない。

この点、市場開設を官営もしくは公益法人による運営とすることがこのギャップを埋める可能性もある。勿論、正解がある訳ではなくそれぞれにメリット・デメリットがあるが、参考として下記のようなデータがあり、議論の俎上に上げる余地があると思われる。

各都道府県の食肉卸売市場の開設者（農政部畜産課提供資料より）

市場分類	開設者	市場数	具体例
中央卸売市場	行政機関 株式会社などの民間団体	10	東京都中央卸売市場食肉市場 他
主な地方卸売市場	行政機関 公益法人 株式会社など の民間団体	7 1 8	群馬県食肉地方卸売市場 他 兵庫県加古川食肉地方卸売市場 山梨食肉地方卸売市場 他

#### No78 【指摘事項】 会社のガバナンスについて（株式会社山梨食肉流通センター）

一）  
**会社のガバナンスを指導する立場である県の法人所管課による指導不足があった可能性がある。指導担当課として同社への今後のモニタリングを強化されたい。**

##### 【現状】

上述の過去数年間に渡る賞味期限切れ在庫の水増し問題に対して、指導担当課である県農政部畜産課の当時の対応は下記のとおりであった。

- ◆ 社内の内部調査委員会のメンバーとして担当社員の処分を含め適宜対応を求めた。
- ◆ 主要株主として株主総会において当該事項を隠蔽として会計処理した決算書を承認した。
- ◆ その後の改善状況についてモニタリングした経緯の分かる書類は残していない。

##### 【問題点及び改善策】

当時の対応として、社内の統制上の問題について根本的な改革に乗り出したとは言えない。第三者委員会も設置していないことと、その後の具体的なモニタリングをしていないことは指導担当課の対応として十分であったとは言えない。

平成30年3月期中に発覚した期限切れ在庫水増し時の社内の統制上の不備と、令和3年3月期中に発覚した甲州牛偽装問題における統制上の不備は類似している。

主要な要因（厳格な在庫管理ができないスライズ部門を利用した不正、無理な買付による過剰在庫の体質、社員のモラルや社内風土等）やその対応策は、上述の各々の表でも示されるとおり、両者ともほぼ同質のものであると見てよい。

当時の指導が不十分であったため、何ら本質的な改善が行われずに今般の偽装問題が起きてしまったと指摘を受けても仕方のない状況である。県の法人所管課については、出資先法人へのモニタリングを徹底することを心掛けていただきたい。

#### No79 【意見事項】 出資法人の経営評価について（株式会社山梨食肉流通センター）

一）  
**出資法人の経営評価書に関して、県指導担当課や経営評価委員会等において深度のある監査がなされ、法人に対する適切な評価がされていたか疑念がある。適切な評価を要望する。**

##### 【現状】

上記を鑑みれば、同社の内部統制に関して問題がないとする経営評価は妥当ではないと考える。

この点、県の経営評価委員会及び経営検討委員会による出資法人の経営評価の中で、同社に対する評価（主に組織運営の適正性の箇所）をまとめるとおおよそ下記のとおりである。

評価時期	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
直近決算	平成29年3月期	平成30年3月期	平成31年3月期	令和2年3月期
備考(監定人注記)	29年5月の在庫調査で未増しの事実が判明している。	29年度決算にて過去の過大計上分にかかわる誤謬が開示されている。		
自己評価 組織運営の適正性	得点率 100% (10点満点)	100% (10点満点)	100% (10点満点)	100% (10点満点)
	コンプライアンス体制を確立し、職務に専念しており、全職員を対象とした研修と管理職を対象とした研修を実施している。また、部門別に朝礼を行い、職員間の意思疎通に力を入れる。また、社外への情報公開についても、ホームページを通じて積極的に取り組んでいる。導入により、常時職員提案を募集し、経営改善に反映している。	コンプライアンス体制を確立し、職務に専念しており、全職員を対象とした研修と管理職を対象とした研修を実施している。また、部門別に朝礼を行い、職員間の意思疎通に力を入れる。また、社外への情報公開についても、ホームページを通じて積極的に取り組んでいる。導入により、常時職員提案を募集し、経営改善に反映している。	コンプライアンス体制を確立し、職務に専念しており、全職員を対象とした研修と管理職を対象とした研修を実施している。また、部門別に朝礼を行い、職員間の意思疎通に力を入れる。また、社外への情報公開についても、ホームページを通じて積極的に取り組んでいる。導入により、常時職員提案を募集し、経営改善に反映している。	コンプライアンス体制を確立し、職務に専念しており、全職員を対象とした研修と管理職を対象とした研修を実施している。また、部門別に朝礼を行い、職員間の意思疎通に力を入れる。また、社外への情報公開についても、ホームページを通じて積極的に取り組んでいる。導入により、常時職員提案を募集し、経営改善に反映している。
担当部署 組織運営の適正性	コメント 社内規定等を整備し、内部統制が図られている。	社内規定等を整備し、内部統制が図られている。情報公開もホームページ等を通じて積極的に行っている。また、会計上の誤謬により平成28年度に備えていたが、再発防止のためシステムを導入し、在庫管理の徹底を図っている。	社内規定等を整備し、内部統制が図られている。	社内規定等を整備し、内部統制が図られている。
経営評価委員会・経営検討委員会の総合評価	A	A	A	B

表 29 出資法人経営評価書 (抜粋)

(出典：山梨県ホームページ)

【問題点及び改善策】

法人の自己評価において、平成30年3月期中に発覚した在庫の齟齬は意図的な行為によるものであり粉飾であるにもかかわらず、この点について記載が一切無く、直近期に至るまで内部統制(組織運営の適正性)の評価が満点であり続けていることは妥当な自己評価とは言えない。

担当部署の評価も、会計上の誤謬という表現にとどまっていることについて、内部統制の評価の実効性という点で疑問がある。長期間における意図的な隠ぺいであるから、内部統制(組織運営の適正性)の問題に言及しない経営評価が適切とは言えない。

経営評価委員会及び経営検討委員会の評価は総合的な評価であり、財務状況や目的適合性・計画性等を加味したものであるため、この評価について適切ではないとは言えない。ただし、総合評価のコメント欄にもガバナンスの問題にかかる言及が一切ないため、そもそも今般の事態に関する実情をどこまで情報共有できていたか不明である。

出資法人経営評価についてより実効性が確保されるために、経営状況に関する情報が十分に共有できる体制作りを期待する。

№80 【意見事項】決算情報の開示について(株式会社山梨食肉流通センター)

決算状況については利用者の判断を誤らせないよう十分な情報開示を要望する。

【現状】

上記の誤謬に関する会計上の処理は、過年度遡及処理会計基準を適用し、利益剰余金の修正として表示される。つまり平成30年3月期の株主資本等変動計算書において「過去の誤謬の訂正による累積的影響額」として期首剰余金の修正となる。

さらに次のように注記表示される。

当社は、会計上の誤謬によりH28年度の棚卸資産を過大に計上していたため、棚卸資産が34,633千円減少することにより、利益剰余金が34,633千円減少する。  
この結果、当期(H29年度)の株主資本等変動計算書の期首利益剰余金を34,633千円減少させている。

過年度遡及処理会計基準にしたがえば、過去の誤謬のうち重要なものは株主資本等変動計算書において直接利益剰余金を修正することとされるため、上記の表示となる。

つまり、損益計算書にはその損失の影響が表示されない。

この点、平成30年3月期決算に関して、法人のホームページにおいて決算公告として開示されているのは「貸借対照表」、「損益計算書」、「営業費用及び一般管理費の内訳書」のみである。



【問題点及び改善策】

法人のホームページにおいて株主資本等変動計算書が開示されていないため、34,633千円の重要な誤謬に関する開示が十分になされていない。損益決算書のみの比較では過去の期限切れによる重大な損失が反映されてこなかったため、利害関係者の判断を誤る可能性もある。決算書類については一部分のみでは全体の財政状態と経営成績を判断できないため、網羅的に十分な情報開示が求められる。

また出資法人の経営評価の指標においても、「事業活動内容及び財務情報について広報誌、ホームページ等で積極的に公開している」ことが組織運営の適正性の判定基準の一つとなっている。

決算書の他にも、事業報告など定性的な情報を併せて積極的に公開することが透明性を示す一つの方法であると考ええる。

II その他の財務事務に関する事項

No81 【意見事項】 食肉業界の出資者の扱いについて（株式会社山梨食肉流通センター）

食肉業界の出資者の扱いに関しては、優越的地位、払戻の扱い、手続きの合規性等、いくつかの議論が生じ得ることから、会社にとって様々なリスクを孕んでいると言える。組織の改革を進める中でこれらに対処することが求められる。

【現状】

株主名簿において出資者のうち1,500株75,000千円については「食肉業界」となっているが、具体的には、食肉業界（会社の取引業者）の個人会員が出資者として組織した任意団体（規約では「山梨食肉流通センター協力会」（以下、「協力会」とする。）としている）である。

協力会の会員約40名は1口10万円で総出資口750口に出資して、この任意団体を組織している。協力会の規約では「（株）山梨食肉流通センターの発展向上に努めると共に、会員相互の親睦を図る」ことが協力会の目的とされており、この団体は同社株式の取得による安定株主を主たる目的としたいわゆる「取引先持株会」という捉え方もできるが、その法的性質は明確ではない。

【問題点及び改善策】

この出資者に関しては、下記に示すような論点があり、今後会社にとって解決課題となり得るものである。

1. 優越的地位の濫用への疑念が生じ得る。

出資者である個人の食肉業者が、会社との取引において優越的な取扱いを受ける可能性を孕んでおり、優越的地位の濫用は独占禁止法に抵触するリスクもある。

出資者と会社の間で、入会の有無や拠出額の多寡により公正でない取引条件を付すことが禁ずることが規約等で明確にはなっておらず、また優越的な取扱いを受けていないことが担保されるような客観的な情報を会社が公表している訳でもない。

透明性が求められる組織において、公正な取引が確保されていないという疑念を払拭するため、何らかの対応が今後求められる。

2. 協力会の法的立場と個々の出資者の取り扱いが明確でない。

協力会は、取引先持株会か、単なる個人株主の集まりなのか。

取引先持株会である場合、民法上の任意組合なのか、法人格なき社団に該当するのか。

この点は現状明確ではない。どれに該当するかにより取扱いの違いが生じ、下記の問題点が生じうる。

i) 出資の払戻

株主である限りは出資を手放す権利があるが（会社法第127条）、規約では協力会が買い取る規定はなく、現実的に出資者が手放すことが困難となるリスクがあり、出資者保護の観点から対応が求められる場合がある。また、出資持分が買い取りされず相続により分散していく会社にとってのリスクもある。協力会として買い取る場合は原資を確保する必要がある、その対応が必要となる。

一方で、法人格なき社団である場合の権利義務は総会的なものであるため、そもそも払戻が制限されるべき性質がある。

出資の払戻に関する取扱いは、協力会の法的解釈により変わってくると考えられる。

ii) 議決権の行使

法人格なき社団である場合、権利義務は総会的なものであり協力会での多数決が最優先される。

一方で出資者が個々の独立した株主である場合や、共有を前提とする民法上の組合である場合は、出資者は不統一行使の権利を有することになる。

日本証券業協会の「特殊制度に関するガイドライン」には下記のように記載されている。

## 12. 取得株式の管理等

従業員持株会が取得した株式は、理事長名義とし、会員を共同委託者、理事長を委託者とする管理信託財産として保管するものとする。規約には、次の規定を設けるものとする。

- ① 理事長は、株主総会招集通知の内容を会員に周知させること。
- ② 株主総会における議決権は、理事長が行使するが、各会員は総会ごとに理事長に対して特別の行使（不統一行使）をする旨の指示ができること。

少数株主としての議決権を行使できるかどうかの判断においても、協力会の法的立場により扱いが異なる。

## iii) 手続の合规性

共同所有を前提とする持株会である限り、代表者を定めたくて議決権等の権利行使ができ、招集通知も代表者にすれば足りるとされている（会社法第106条、第126条）。

ただし、協力会が、結びつき弱い単なる個人株主の集まりである場合、会社は出資者である個々の個人株主に招集通知を出すとともに個々の株主が株主総会に出席しなければならぬ。この前提では、現状の会社の手続きは適法ではないことになる。

## iv) 株券の管理

同社は株券発行会社となっている（定款第7条）が、協力会の1,500株の株券の名義が誰になっているのか、誰が株券を管理しているのか明確でない。

協力会が持株会である場合、株券は会長名義で会長が管理受託財産として管理するべきものと考えられるが、持株会でない場合は、名義は各個人となり各個人が管理するべきものである。

これらの論点は、株式会社としての組織の抜本的な改革を進める上で、対応を明確にしていく事を要望する。

## No82 【指摘事項】役員変更登記について（株式会社山梨食肉流通センター）

役員変更登記を迅速に行われたい。

## 【現状】

令和3年3月及び5月の株主総会において、役員の新任または重任の決議がされている。令和3年9月の往査の時点で、これらの役員の変更登記がされていなかった。

例年このような運用になっていることであり、同社に関しては、県職員関係者の役員就任のタイムズが3月、その他の役員の就任が決算後の定時株主総会の5月となることが多く、また役員任期も定款において延長が規定されていないため、役員変更の頻度が比較的高いことが要因と思われる。

## 【問題点及び改善策】

株式会社の登記事項に変更が生じたときは、その変更が生じたときから2週間以内に、その変更登記を申請しなければならない（会社法第915条1項）とされており、法に則る対応が必要である。

## No83 【意見事項】決算書類の表示の継続性について（株式会社山梨食肉流通センター）

決算書類の表示の継続性を要望する。

## 【現状】

平成31年3月期の決算書において、消費税等の精算額を示す未収消費税等が「未収入金」の中に含まれている。一方、翌令和2年3月期は「未収消費税等」の科目を使用して独立掲記している。

金額及び流動資産に占める割合は前者の方が大きくなっており、金額的重要性で判断したという理由は通らないことになる。

また、法人事業税が「法人税及び住民税」に含まれている期（平成30年3月期）もあれば、「営業費用及び一般管理費」の内訳である「諸税公課」に含まれている期（令和2年3月期）もある。

特に税引前当期純利益と法人税及び住民税等の対応関係は、会社の税負担の状況を判断するために重要な情報である。

## 【問題点及び改善策】

決算書類の表示については、比較可能性を確保するため継続性が求められる。

## No84 【意見事項】税負担軽減のための資本戦略について（株式会社山梨食肉流通センター）

税負担軽減のための資本戦略の検討を要望する。

## 【現状】

同社は、資本金が420百万円と1億円を超えており、法人事業税は外形標準課税（所得割・資本割・付加価値割）の適用法人である。

このうち付加価値割・資本割のみで例年 3,000 千円から 4,000 千円程度の年間負担となっていると予測される。例えば平成 29 年度は所得 8,875 千円に対して事業税総額は 3,538 千円となっているが、そのうち所得割は 38,100 円のみである。

資本割は資本金の金額で決定される税額、付加価値割は所得に収益分配額（報酬給与・純支払利子・純支払賃借料）を合計したものが基準となる税額である。

これらは例えば豚熱の影響等で大幅な赤字となった場合でも発生する可能性の高い税負担である。

#### 【問題点及び改善策】

事業税所得割の税率を考えると、外形標準課税適用会社の税負担の方が大きいとは必ずしも言い切れないが、同社の現状の所得水準であれば、法人事業税に法人税・法人住民税も含めた総合的な税負担は、資本金が 1 億円以下の法人と比較して過大になっている可能性がある。

無論、資本金は法人の信用力とも関連することに加えて、外形標準課税は県税であり山梨県に利益を還元しているという考え方はできる。

ただし現状の税負担の大きさは法人自身としても認識しているところであり、今後の所得見込みを元に、無償減資による税負担の軽減など、対策を検討の俎上に上げる価値のあるものと考ええる。

なお税負担軽減のための減資が租税回避的な行為とされないかどうかは最終的に課税当局の判断であり、上記はあくまで監査担当者の私見である。

#### №85 【指摘事項】現金有高表の管理運用方法の改善について（株式会社山梨食肉流通センター）

現金有高表の管理運用方法の改善を求める。

#### 【現状】

現金有高表については、金庫とレジのそれぞれの現金在高を担当者が実査し、両者の合計額を記載したものを作成しており、これが実際に実査した在高を示す帳票と言える。ただし、その後には清書したものを再度作成し、この清書した帳票を上席に回付し承認を得ている。

実査した際の在高表と清書した在高表で金額が不一致（実査した在高表に手修正により追加金額が記入されている）のものがあった。

これは、仕入先への支払いのためにいったん出金していたものの、その日のうちに支払いが行われず結局金庫やレジに戻したものを、後になって実査した在高表において手修正したためである。

#### 【問題点及び改善策】

結果として清書して上席の承認を受けた在高表はその日の実際の在高と異なっている。手修正して実際の在高を記載したものを社内における承認の対象にするべきである。

#### №86 【意見事項】廃棄処理在庫の証憑保存について（株式会社山梨食肉流通センター）

廃棄処理在庫に関する外部証憑を何らかの形で保存することを要望する。

#### 【現状】

賞味期限切れのため廃棄した在庫については、賞味期限切等商品原価に計上することとされており、その際、社内での決裁書類において在庫システムの廃棄処理帳票と自社宛相殺領収書控が添付されている。

ただし、このような内部的な資料以外で、廃棄したことが客観的に判断できるような証憑が添付されていないかった。

#### 【問題点及び改善策】

在庫の廃棄については、業務の透明性確保の観点や税務上の適切な処理の観点から、廃棄業者の証明書類や廃棄時の写真等、廃棄したことが客観的に明確となるような外部証憑を保存することを要望する。なおこの点は固定資産の除却の際も同様である。

**IV 利害関係**

包括外部監査の対象としての特定の事件につき地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番